

平成29年度第1回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時：平成29年6月22日（木）

午後1時30分～午後3時

場所：安城市役所 3階 大会議室

出席者：神谷委員、加藤研一委員、清水委員、藤井委員、中野委員、杉浦委員、石川委員、服部委員、加藤重豪委員、佐藤委員、藪内委員、山北委員、小川委員、山本委員

欠席者：飯島委員、都築智委員、都築文明委員

同席者：エディケーション 井川様

作業部会（飯野会長）

ふれあいサービスセンター（齋藤所長、高野係長、小田、城内）

事務局：福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、課長補佐、係長、担当

1 あいさつ

委員長よりあいさつ

2 委員紹介・・・資料1・2・3・4

事務局より説明

3 議 題

（1）第4次安城市障害者計画における進捗状況について・・・資料5・6

事務局より説明

【委員】

・7ページのNo.59に関して、安城特別支援学校が特定福祉避難所になっていますが、防災倉庫についてという話は聞いていませんが、その点を確認したいです。

【事務局】

・安城特別支援学校の先生と設置場所の確認をさせていただいています。

【事務局】

・安城市と各施設で協定を結んでいますので、安城特別支援学校にも協定書があり、それに基づいて特定福祉避難所という形で協定を結ばせていただいています。防災倉庫については今年度順次配備していくように準備しています。

【事務局】

・安城市と学校間で意思の疎通をしてもらいたいという要望かと思われますので、今後は市が防災倉庫を作るに当たっては、市長名でお願いをするだとかきちっと手続きをしていきたいと考えています。

【委員長】

・実際に物資が配備されましたということですか。

【事務局】

・御希望をいただいている障害関係の特定福祉避難所ですと5つありますが、恐らく年度末にそこに防災倉庫設置をし、必要物資を配備する計画を危機管理課より伺っております。

【委員長】

・配備されてないのに○というのは第三者的には△じゃないかと思えますけど、配備される予定ということですね。

【委員】

・ほぼ達成できてしまっている計画はこのままでいいのだろうかというのは少し疑問に思いました。今年度以降の取り組みというところで○になってしまうと、もう伸び代がないのではないのでしょうか。

【事務局】

・確かに実際の結果まで検証しての状況ではないので、その辺をさらに力を入れてやっていくということになるかと思えます。

・特定福祉避難所についても、まだ実際避難方法等が曖昧なところもありますので、現状の内容をさらに充実させるというような形で進めていきたいです。

・他に新たなものが出てくればその都度考えていくことにしたいと思えます。

【委員】

・子ども発達支援の充実という項目ですが、子ども発達支援センターの具体的な機能はこちらで協議するのですか。

【事務局】

・子ども発達支援センターにつきましては来年度のオープンを目指して整備を進めています。言われるようにサルビア学園、やまびこルーム、教育センターにある教育相談機能等、保健センターの特定相談等を一部集約して、児童の相談を充実させていきます。

・子育て支援課が主管課となってやっており、障害福祉課としても障害児の部分で関わっています。社協のふれあいサービスセンターについても相談事業がありますので関わっていきます。

・子ども発達支援の充実についてはまだまだこれから本格的に協議させていただくこととなります。

【事務局】

・今回の項目は28年度までの状況になっており、29年度は現在工事も始まっていますが中のソフトのことも検討中ということになります。

・30年度の7月頃開設予定ですが、オープンしてからもさらに充実していくために協議をしていく必要があると思えますので、今回32年までの計画の中ですけれども、最後の年度までこれが必要かどうか分からないですが継続してやっていきたいと思っています。

【委員】

・「一」の項目で、実施依頼なしとなっていますが、本当は利用したい人たちがいるのに、何か制約があり利用しづらい・できないのではないかというような気がするのですがいかがでしょうか。

【委員長】

・広報が行き届いているのかということですかね。

【委員】

・「No.125、入院中の院内における支援の実施」ですが、これは私ども親の会が要望いたしましてやっと事業開始が始まりましたが、ただこの支援は重度訪問介護で相談支援を受けている人でないと利用できず、その対象者は安城市では10名もいないかっところですよ。それ以外の方で入院している方は大勢いらっしゃいます。結局実施されても対象外なので依頼できないということがあると思います。

【委員長】

今のお話ですとやはり利用しにくいということですかね。

【委員】

・要望しても限られているということですよ。

【委員長】

・そこは改善してもらいたいという御要望ですか。

【委員】

・それは常々思っておりますけども、昨年できませんという回答いただきました。

【事務局】

・確かに御指摘のとおり利用の希望がなかったので「実施依頼なし」となりましたが、そこには制度的に適応のしにくさや周知不足があると考えられます。その辺はまた検討し、見直せるものは見直し、出来ないということになるかもしれませんが整理をしていきたいと思っています。

(2) 第4期安城市障害福祉計画における進捗状況について・・・資料7

事務局より説明

【委員長】

・この障害福祉計画は、見込量を算出するというのが1番の大きな特徴ですね。見込量に従って供給量を考えていくということだと思いますけども、この3年計画で少し数字が増えたと思います。拝見した結果、「Ⅲ障害児支援」の「(2) 医療型児童発達支援」は300%となっていますが29年度の見込量は変わらずとなっていますが、この分増やさないのでですか。

【事務局】

・平成26年の時点で受け入れができる医療機関が限られているということと、なかなかサービス利用につながるという仕組み、流れがなく、これまで1人、2人の利用で推移していったので、平成26年の策定時点では、そのまま同様の利用が継続すると見込んでいました。

【委員長】

・この見込量の算定は、3年計画が終わるとまた大きく変えていくのですか。

【事務局】

・まさに今実績として上がってきている数字と、先ほど説明させていただいたアンケートを基に今後の平成30年度以降の3年間について、今年度策定をしていくということ

になります。

(3) 作業部会及び各担当者会の活動内容の報告について・・・資料8・9・10
作業部会会長より説明

(4) 地域生活支援拠点等について・・・資料11
事務局より説明

【委員】

- ・24時間体制とあるがどのような体制を取っているのか。
- ・コーディネーターの資格・勤務体制はどうなっているのか。

【事務局】

- ・24時間の相談体制ですが、相談支援事業所ひだまりの相談支援員さんが当番制で携帯電話を必ず持っていますので、通常の計画相談作成といった業務を行いながら当番で必ず1人の相談支援員につながるという体制をとっています。
- ・コーディネーターについては精神保健福祉士等の資格を持っている2人に今携わってもらい、こちらもその他の業務と兼務ですが、必ず1人以上の方が常時対応できるという体制を整えていただいています。

【委員】

・コーディネーターをさせていただいている者です。4月から動き始めましたが、いろいろな機関に相談してもどの関係機関もなかなか決定打もなくというところで困ってらっしゃる方のお話がたくさんうちに舞い込んできています。僕らが関わったからといって全部解決していく訳ではありませんが、一緒に考えて一緒に悩んで、特に地域で孤立している方たちともう一回縁づくりできるよういろいろ動かさせていただいておりますので何かありましたら、コーディネーターまで御連絡いただければと思います。

4 その他

(1) 平成29年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて

(2) その他

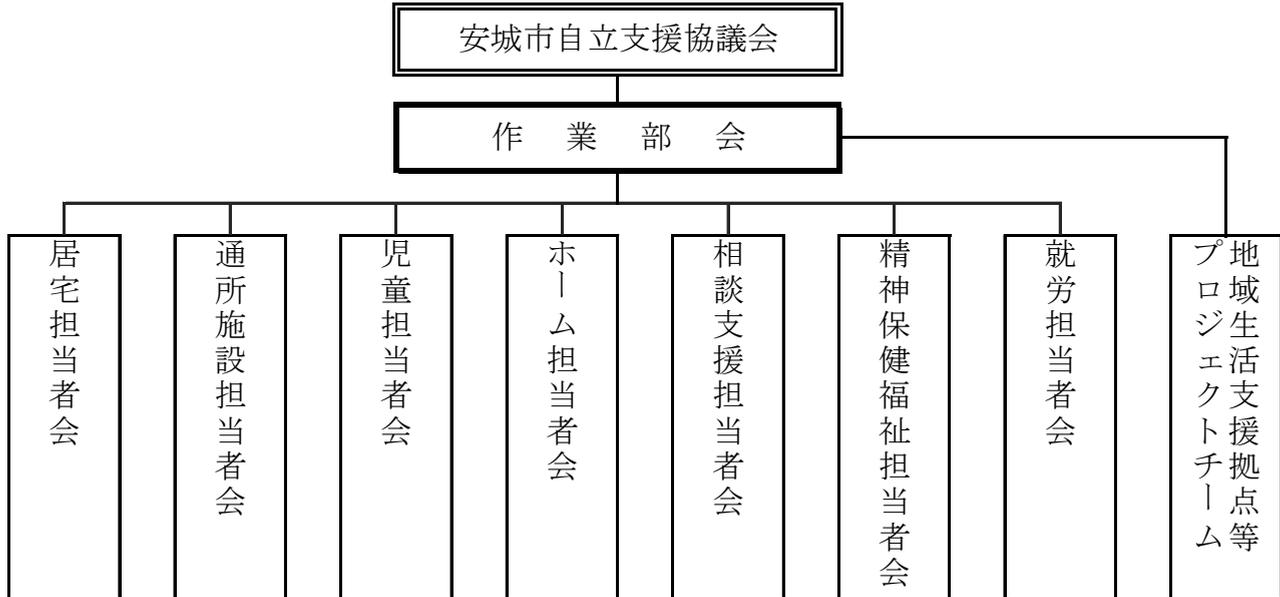
事務局より説明

【事務局】

・ではこれをもちまして会を閉じさせていただきたいと思います。
長時間にわたり、誠にありがとうございました。

自立支援協議会の体系と各組織の役割

体系



2 構成員

| | | 開催時期 | 構成事業所等 | 内容 |
|--------------------|------------|---------|---|--------------------|
| 作業部会 | | 毎月第4木曜日 | 作業部会長・副会長 各担当者会会長・副会長 地域生活支援拠点等PTリーダー ふれあいサービスセンター、障害福祉課 | 地域の課題について検討 |
| 地域生活支援拠点等プロジェクトチーム | | 奇数月 | 市内社会福祉法人、基幹相談支援センター 短期入所又は共同生活援助を運営する法人 作業部会代表、障害福祉課、コーディネーター | 地域生活支援拠点等の運営について協議 |
| 担当者会 | 居宅担当者会 | 毎月 | 居宅サービス提供事業所 | テーマについて検討 |
| | 通所施設担当者会 | 偶数月 | 生活介護 日中一時支援 学校 | |
| | 児童担当者会 | 毎月 | 児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時支援(児童対象) 療育センター、保健センター 学校(ケースの内容により出席を依頼) | |
| | ホーム担当者会 | 奇数月 | グループホーム | |
| | 相談支援担当者会 | 毎月 | 指定特定相談支援、指定一般相談支援 障害児相談支援 基幹相談支援センター、コーディネーター | |
| | 精神保健福祉担当者会 | 奇数月 | 就労継続支援B型 指定特定相談支援 地域活動支援センター 衣浦東部保健所 各病院PSW 安城若者サポートステーション | |
| | 就労担当者会 | 偶数月 | 就労移行支援 就労継続支援A型、就労継続支援B型 障害者就業・生活支援センター 学校 | |

※ 担当者会には、ふれあいサービスセンターと障害福祉課も出席する。

H29安城市自立支援協議会 作業部会名簿一覧

H29年 4月

| | | 役職者名 | 氏 名 | 事業所名 | | |
|-------|-------------|--------------|--------|----------------|------|--|
| 作業部会 | | 会長 | 飯野 恭央 | ぬくもりの家 | | |
| | | 副会長 | 山北 佑介 | ひだまり | | |
| | | 〃 | 小川 正人 | angel-A | | |
| 担当者会 | 居宅 | 会長 | 神谷 亮一 | 訪問介護ひまわり | | |
| | | 副会長 | 濱嶋 有香 | 社協ホームヘルパー | | |
| | 通所施設 | 会長 | 島田 信一 | 身障デイサービス | | |
| | | 副会長 | 森岡 聡 | みなみの風 | | |
| | | 〃 | 内木 勝也 | ポテトハウス | | |
| | 児童 | 会長 | 太田 崇 | レスパイトステーション安あん | | |
| | | 副会長 | 高橋 尚希 | 大地 | | |
| | | 〃 | 工藤 真紀子 | わかばの杜・安城 | | |
| | ホーム | 会長 | 牧原 信介 | アスパラトーズ | | |
| | | 副会長 | 谷口 英朗 | TAIYO | | |
| | 相談支援 | 会長 | 城内 則子 | ふれあいサービスセンター | | |
| | | 副会長 | 浅井 久美子 | コープあいち福祉サービス安城 | | |
| | | 〃 | 中川 義明 | えがお | | |
| | 精神保健福祉 | 会長 | 耕野 登 | 矢作川病院 | | |
| | | 副会長 | 岡田 裕也 | 陽なた | | |
| | | 〃 | 藤原 直子 | ぼちぼちカフェ | | |
| | 就労 | 会長 | 山口 隆志 | ISFネットライフ安城 | | |
| | | 副会長 | 近藤 祐子 | くるくる | | |
| | | 〃 | 杉山 剛 | MAファクトリー | | |
| | 地域生活支援拠点等PT | | リーダー | 山北 佑介 | ひだまり | |
| | 社会福祉協議会 | ふれあいサービスセンター | 所長 | 齋藤 恭子 | | |
| | | | 係長 | 高野 美樹 | | |
| | | | 専門主査 | 小田 加奈子 | | |
| | 市 | 障害福祉課 | 課長 | 長谷 憲治 | | |
| 障害福祉係 | | 課長補佐 | 稲垣 豊彦 | | | |
| 障害給付係 | | 係長 | 野上 達也 | | | |
| 障害給付係 | | 主査 | 金田 香央里 | | | |

H29安城市自立支援協議会 作業部会・担当者会スケジュール一覧表

平成29年4月

| | 担当者会 | | | | | | | | 地域生活支援 拠点等PT | 事前打ち合わせ | 作業部会 | 本会議 |
|------|-----------|--------------|--------------------|-------------------|---------------------|--------------------|---------------------|----------------------|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| | 居宅 | 通所施設 | 児童 | ホーム | 相談支援 | 精神保健 福祉 | 就労 | | | | | |
| 事業所 | 会長 | 神谷 (ひまわり) | 島田 (身障デイ) | 太田 (安あん) | 牧原 (アスパラ トーズ) | 城内 (ふれあい) | 耕野 (矢作川病 院) | 山口 (ISF) | 山北 (ひだまり) | 飯野 | 飯野 | 飯野 |
| | 副 | 濱嶋 (社協) | 森岡 (みなみの 風) | 高橋 (大地) | 谷口 (TAIYO) | 浅井 (コープあい ち) | 岡田 (陽なた) | 近藤 (くるくる) | | 山北 | 山北 | (山北) |
| | 副 | | 内木 (ポテトハウ ス) | 工藤 (わかばの 社) | | 中川 (わかばの 社) | 藤原 (ぼちぼちカ フェ) | 杉山 (MAファクト リー) | | 小川 | 小川 | (小川) |
| 担当 | ふれ あい | 小田 | 衣川 | 若林 | 杉本 | 城内 | 鈴木大 | 小田 | 所長・係長・専 門主査 | 所長・係長・専 門主査 | 所長・係長・専 門主査 | 所長・係長・専 門主査 |
| | 市 | 清水 | 岡本 | 金田 | 縦野 | 野上 | 近藤 | 筒井 | 次長・課長・ 係長 | 次長・課長・課 長補佐・係長 | 課長・課長補佐・ 係長 | 部長・次長・課 長補佐・係長 |
| 開催時期 | 毎月 第2火 | 偶数月 第1水 | 奇数月 第3火 | 奇数月 第1水 | 毎月 第3火 | 奇数月 第2金 | 偶数月 第2水 | 奇数月 第3水 | 毎月第3木曜日 | 毎月第4木曜日 | 第4木曜日 | |
| 原則時間 | 13:15~ | 13:30~ | 10:30~ | 10:00~ | 13:30~ | 15:00~ | 13:30~ | 15:00~ | 10:00~11:30 | 13:30~15:00 | 13:30~15:00 | |
| 場 所 | 社会福祉会館 | 社会福祉会館 | 社会福祉会館 | | 社会福祉会館 | | 社会福祉会館 | 社会福祉会館 | 市役所 | 社会福祉会館 | 市役所 | |
| H29 | 4月 | 4/11 | ※4/12 | 4/18 | | ※4/25 | 4/12 | | | | | |
| | 5月 | 5/9 | | 5/16 | ※5/10 | 5/16 | 5/12 | 5/17 | 5/18(木) | 5/25(木) | | |
| | 6月 | 6/13 | 6/7 | 6/20 | | 6/20 | 6/14 | | ※6/8(木) | ※6/15(木) | 6/22(木) | |
| | 7月 | 7/11 | | 7/18 | 7/5 | ※7/19 | 7/14 | ※7/20 | 7/20(木) | 7/27(木) | | |
| | 8月 | 8/8 | 8/2 | 8/15 | | 8/15 | 8/2 | | 8/17(木) | 8/24(木) | | |
| | 9月 | 9/12 | | 9/19 | 9/6 | ※9/20 | 9/8 | ※9/21 | 9/21(木) | 9/28(木) | | |
| | 10月 | ※10/17 | 10/4 | 10/17 | | 10/17 | 10/4 | | ※10/12(木) | ※10/19(木) | 10/26(木) | |
| | 11月 | 11/14 | | 11/21 | 11/1 | 11/21 | 11/10 | 11/22 | 11/16(木) | ※11/30(木) | | |
| | 12月 | 12/12 | 12/6 | 12/19 | | 12/19 | 12/13 | | ※12/14(木) | ※12/21(木) | | |
| H30 | 1月 | ※1/16 | | 1/16 | ※1/10 | 1/16 | 1/12 | 1/17 | 1/18(木) | 1/25(木) | | |
| | 2月 | ※2/20 | 2/7 | 2/20 | | 2/20 | 2/14 | | 2/15(木) | 2/22(木) | | |
| | 3月 | 3/13 | | 3/20 | 3/7 | 3/20 | 3/9 | ※3/14 | ※3/8(木) | ※3/15(木) | 3/22(木) | |

※ 変則日

平成26年度から、担当者会の担当職員は、障害福祉課とふれあいから、原則各一人とします。

安城市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に基づき、地域における障害者等への支援の体制の整備及び障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、安城市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中立で公平な相談支援事業の実施に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携強化、社会資源の開発及び改善等の推進に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(参加者)

第3条 協議会は、福祉、医療、雇用、教育等の関係者及び障害者を代表する者が参加するものとする。この場合において、協議会に参加する者（以下「参加者」という。）は、17人以内とする。

2 参加者は、3年ごとに見直すものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長の指名により定める。

3 委員長は、協議会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

(開催)

第5条 協議会は、市長が日時及び場所を示して開催する。

(作業部会)

第6条 協議会の開催に当たり、専門事項の意見調整のため、社会資源又は個別の事例の情報共有等を行う作業部会を開催する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成30年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

基本理念 わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～

評価 ○：年度目標達成
 △：実施中であるが達成せず
 ×：着手できず
 -：平成28年度実施予定なし

| 分野 | 基本施策 | 推進施策 | 施策数 | ○ | △ | × | - |
|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|-----|------|-------|-------|-------|
| 1 啓発・広報 上段：施策数 下段：割合(%) | 1-1 福祉のこころの啓発 | 1-1-1 啓発・広報活動の推進 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1-1-2 障害と障害者理解の促進 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | 1-2 地域福祉の推進 | 1-2-1 地域福祉活動の推進 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1-2-2 ボランティアの育成 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1-2-3 ボランティア活動への支援 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 22 | 22 | 0 | 0 | 100 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| 2 生活支援 | 2-1 生活支援サービスの充実 | 2-1-1 サービスの質の向上 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 2-1-2 訪問系・日中活動系サービスの充実 | 5 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| | | 2-1-3 居住系サービスの充実 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 2-1-4 移動の支援 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | 2-2 経済的支援 | 2-2-1 各種福祉手当の支給 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 2-2-2 各種助成制度や利用料の減免 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 2-3 スポーツ・文化芸術活動の推進 | 2-3-1 スポーツ活動の推進 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 2-3-2 文化芸術活動の推進 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 2-3-3 参加しやすい環境づくり | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 28 | 28 | 0 | 0 | 100 | 100.0 | 0.0 |
| 3 生活環境 | 3-1 安全・安心のまちづくり | 3-1-1 防災対策の推進 | 8 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| | | 3-1-2 緊急時の情報の発信 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 3-1-3 消費者トラブルの防止と救済・交通安全教育の実施 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 3-2 人にやさしいまちづくり | 3-2-1 人にやさしい施設の整備 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 3-2-2 住まいの充実 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 17 | 17 | 0 | 0 | 100 | 100.0 |
| 4 療育・教育・子育て | 4-1 子ども発達支援の充実 | 4-1-1 乳幼児健康診査等の充実 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | | 4-1-2 療育相談の充実 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 4-1-3 情報交換、協力体制の充実 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 4-1-4 療育体制の推進 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 4-2 子育て支援の充実 | 4-2-1 統合保育・交流保育の推進 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 4-2-2 子育て支援の充実 | 4 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| | 4-3 インクルーシブ教育の推進 | 4-3-1 特別支援教育の推進 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | | 4-3-2 インクルーシブ教育システムの構築 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| | | 4-3-3 進路指導の充実 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 32 | 32 | 0 | 0 | 100 | 100.0 | 0.0 |
| 5 雇用・就労 | 5-1 一般就労機会の拡大 | 5-1-1 雇用・就労の啓発・広報 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | | 5-1-2 雇用・就労の支援 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 5-2 福祉的就労の支援 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | |
| | 5-3 就労相談・情報提供 | 5-3-1 相談支援体制の充実 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 5-3-2 創業・起業等の支援 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 18 | 18 | 0 | 0 | 100 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| 6 保健・医療 | 6-1 障害の原因となる疾病の予防 | 6-1-1 生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 6-1-2 介護予防の推進 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 6-2 医療サービスの実施 | 6-2-1 地域医療の促進 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | 6-2-2 自立支援医療と医療費の助成 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 8 | 8 | 0 | 0 | 100 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| 7 相談・情報提供 | 7-1 相談・情報提供の充実 | 7-1-1 相談窓口の充実 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | | 7-1-2 情報提供の充実 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | 7-2 意思疎通支援体制の充実 | 7-2-1 意思疎通支援事業等の充実 | 4 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| | | 7-2-2 ICTへの対応 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 7-3 権利の擁護 | 7-3-1 障害を理由とする差別の解消の推進 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 7-3-2 権利擁護の推進 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 20 | 20 | 0 | 0 | 100 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| 施策数 | | | 149 | 145 | 0 | 0 | 4 |
| 割合(%) | | | 100 | 97.3 | 0.0 | 0.0 | 2.7 |

27年度×→28年度○の項目

| 基本施策 | NO | 具体的内容 | H27・28目標 | H27実施状況 | H28実施状況 |
|--------------------|----|--|------------------|--------------------------------------|--|
| 3-1 安全・安心のまちづくり | 59 | 特定福祉避難所の機能の充実 専門性の高いケアが必要な人を受け入れるため、特定福祉避難所に指定している、障害福祉施設や特別支援学校に対して、災害時に必要な物資の配備を順次進め、災害に備えます。 | 設置者へ必要な物資を働きかける。 | 必要物資の照会を危機管理課が行いましたが、物資の配備に至りませんでした。 | 防災倉庫設置希望のあった特定福祉避難所担当者で現地確認を行い、実施計画資料を危機管理課に提出し、実施計画が採択された |

27年度△→28年度○の項目

| 基本施策 | NO | 具体的内容 | H27・28目標 | H27実施状況 | H28実施状況 |
|--------------------|----|---|-------------------------------|--|--|
| 1-1 福祉のこころの啓発 | 1 | 広報等による住民の理解・啓発 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、障害者福祉に関わる各種情報の提供を行い、障害のある人とその障害特性に対する住民の理解・啓発を推進します。また、障害者権利条約の批准、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等障害者関連法の内容や、それらの基本的な考え方となっている障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮、インクルージョン等についても広報・啓発活動に努めます。 | 広報等を通じて障害者週間をPRし、住民の理解・啓発を図る。 | 広報での特集記事は掲載できませんでした。ただ、障害者差別解消法の周知については広報あんじょう3月15日号に掲載しました。 | 11月15日号市広報に記事掲載し、周知啓発に努めた |
| | 5 | 障害者週間の周知 広報等を通じて、12月3日から12月9日までの「障害者週間」の周知をします。併せて、障害に対する正しい知識や思いやりのこころを育む記事を掲載し、障害のある人とその障害特性の理解の推進に努めます。 | 広報へ特集記事の掲載 | 広報あんじょう11月15日号にて障害者週間の周知を行いました。特集記事は前年度に27年度特集記事についての調整がされていなかったため見合わせました。 | No.1同様に11月15日号市広報に記事掲載し、周知啓発に努めた |
| 3-1 安全・安心のまちづくり | 56 | 避難所における障害のある人への配慮 避難所においては、障害のある人が安全に移動できるような配慮に努めます。また、視覚障害や聴覚障害のある人への情報伝達の配慮や必要備品の設置に努めます。 | 必要な備品の情報収集を行い計画的に配置するよう努める。 | 障害者の団体とワークショップを行い情報収集を行った。 | H27に障害者団体と行ったワークショップでは、視覚障害や聴覚障害のある人に必要な新たな備品は提案されなかった。必要な備品が計画的に配備できるよう備蓄計画を策定した。 |
| 4-1 子ども発達支援の充実 | 77 | 生涯を通じた支援のための情報共有 乳幼児期から成人期までの成長や、医療、教育、福祉等の支援内容等を一貫した情報として共有することにより、生涯を通じた支援を行います。 | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 実施（協議継続中のため） | 実施 |
| | 79 | （仮称）子ども発達支援センターの整備 早期療育を必要とする児童の増加や相談機能の充実等に対応するため、療育センター、サルビア学園を併せ、さらに機能を高めた「（仮称）子ども発達支援センター」の整備を推進します。 | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 実施（協議継続中のため） | 実施 |

| 基本施策 | NO | 具体的内容 | H27・28目標 | H27実施状況 | H28実施状況 |
|-------------------------|----|--|----------------------------------|---------|---------|
| 4-3 インクルーシブ 教育の推進 | 89 | 教育センターの相談支援体制の充実 相談数の増加に対応するため、家庭 教育相談員・臨床心理士等の相談時 間の拡大に努め、教育センターでの 相談の充実を図ります。 また、「(仮称)子ども発達支援セ ンター」の整備にあわせて事業の連 携を図ります。 | 子ども発達支 援センターの 整備にあわせ 協議 | 実施 | 相談実施 |
| | 90 | 保育園等の就学相談支援体制の維持 全ての幼稚園、保育園、認定こども 園において、就学前児童(5歳児) の就学相談が実施できる体制を維持 します。 また、「(仮称)子ども発達支援セ ンター」の整備にあわせて事業の連 携を図ります。 | 子ども発達支 援センターの 整備にあわせ 協議 | 実施 | 就学相談実施 |

28年度一の項目

| 基本施策 | NO | 具体的内容 | H27・28目標 | 実施状況 | 備考 |
|--------------------------------|-----|---|--|---|----|
| 2-1 訪問系・日中活 動サービスの充 実 | 29 | 介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サー ビスの提供ができるように、基準該 当障害福祉サービスの実施につい て、協議・検討していきます。 | 障害福祉課の 求めに応じ協議 します。 | 平成28年度は、協 議の機会がありま せんでしたが、必 要に応じて協議し ていきます。 | |
| 4-2 子育て支援の充 実 | 85 | 小中学校への介護員の派遣 安城市立の小中学校に在学する肢体 不自由の児童生徒が、学校生活にお いて、一時的に保護者の付添いがで きない場合は、介護員を派遣し、通 学の維持を図ります。 | 必要に応じて事 業の実施 | 平成28年度も実 施依頼なし | |
| 6-2 医療サービスの 実施 | 125 | 入院中の院内における支援の実施 知的障害等のある人が入院したとき に、普段から障害のある人を理解し ているサービス提供事業者が支援員 を派遣し、医療施設内での意思の疎 通を図るサービスについて、意思疎 通支援事業として実施します。 | 事業開始 | 平成28年度も実 施依頼なし | |
| 7-2 意思疎通支援体 制の充実 | 141 | 移動型磁気ループの貸し出し 会議等において、聴覚障害のある人 の補聴器の聞き取りを改善するた めの磁気ループ(移動型)の貸し出し を行います。 | 社会福祉会館と 桜井福祉セン ターにて、必要 な団体に対し、 無償で貸出を行 います。 | 社会福祉会館、桜 井福祉センター共 に貸出実績なし | |

第4次安城市障害者計画

★は新規事業、◎は拡充事業

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は ×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|--------------|----------------|-------------------|-------|---|---|--|-----------|----------|---------------------------------|---------------------------------------|--------------|
| 第1章 啓発・広報 | 1 福祉のこころの啓発 | (1) 啓発・広報活動の推進 | No.1◎ | 広報等による住民の理解・啓発 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、障害者福祉に関わる各種情報の提供を行い、障害のある人とその障害特性に対する住民の理解・啓発を推進します。また、障害者権利条約の批准、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等障害者関連法の内容や、それらの基本的な考え方となっている障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮、インクルージョン等についても広報・啓発活動に努めます。 | 広報等を通じて障害者週間をPRし、住民の理解・啓発を図る。 | 11月15日号市広報に記事掲載し、周知啓発に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 広報へ特集記事の掲載することにより住民への理解、啓発に努める。 | 目標どおり実施。社協ウェブサイトでも継続し情報提供している。 | ○ | | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| | | | No.2 | 障害者団体の活動の周知 障害者団体の活動を活性化させるため、団体のリーフレットを配布し、その活動等の周知に努めます。 | 手帳取得者に対し、各団体のPRチラシを配布する。 | 手帳の案内に各団体のPRチラシを同封した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 障害者団体のリーフレット等を福祉センターの窓口等に設置する。 | 設置依頼のあった障害者団体の印刷物を設置した。 | ○ | | | | 社会福祉協議会 |
| | | | No.3 | 社会福祉協議会等と連携した障害者理解の促進 地区社会福祉協議会が行っている地域住民に向けた「地区社協だより」の発行や勉強会の開催等により、障害者理解の促進に努めます。また、ボランティア連絡協議会が作成した災害時要援護者サポートブックを活用した出前講座を開催します。 | 出前講座の実施 | 特に障害者差別解消について2回ボランティア連絡協議会に出前講座を行い理解に努めた。 | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 地区社協だよりの発行や勉強会を開催する。 ボランティア連絡協議会による要援護者サポートブック出前講座の支援とPRの機会提供に協力します。 | ボランティア連絡協議会による要援護者サポートブック出前講座のPRをマッチング交流会で行い、13団体にPRできた。 | ○ | | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| | | | No.4 | グループホームの整備への理解促進 市と事業者が連携し、グループホームの整備について地域の理解と協力を促進します。 | 施設整備計画に基づき、関係事業者へ働きかける。 | 年度途中に1施設開設された | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.5 | 障害者週間の周知 広報等を通じて、12月3日から12月9日までの「障害者週間」の周知をします。併せて、障害に対する正しい知識や思いやりのこころを育む記事を掲載し、障害のある人とその障害特性の理解の推進に努めます。 | 広報へ特集記事の掲載 | No.1同様に11月15日号市広報に記事掲載し、周知啓発に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|-----------------------------------|------------------------------|---|---|---|---|-----------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|--------------|
| | | | No.6 | 障害者マークの普及 「耳マーク」「ハートプラスマーク」等、障害のある人に関するマークが正しく理解され、適切な配慮や支援が行われるようホームページ等で周知を図ります。また市の受付窓口に「耳マーク」等を配置し、対応窓口であることを示します。 | 必要に応じてホームページを修正し周知に努める。 | 引続きホームページで周知を努めている | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | (2) 障害と障害者理解の促進 | No.7 | 学校における福祉教育の充実 優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験等を行い、学校における福祉教育の充実に努めます。 | 福祉教育実施支援のため、助成や学習内容の相談・支援対応、ボランティア体験プログラムなど引き続き実施します。 | 中学校4校、小学校17校に助成金を交付した。また22件の小中学校からの相談に対応した。 | ○ | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| | ボランティア体験や福祉体験等、学校における福祉教育の充実に努める。 | | | | 実施 | ○ | | | | 学校教育課 | |
| | No.8 | | 特別支援学校との交流の支援 特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階での障害のある人への理解の普及に努めます。 | 特別支援学校との交流を通して、障害のある人への理解に努める。 | 実施 | ○ | ○ | | | | 学校教育課 |
| | | | | 特別支援学校との交流についても、福祉学習相談において引き続き対応します。 | 特別支援学校との交流を行う小学校に対して助成金を交付した。(1校) | ○ | | | | 社会福祉協議会(総務課) | |
| | No.9 | | 地域における福祉教育の推進 地域住民の福祉への関心を高めるため、福祉に関する出前講座を実施し、地域における福祉教育を推進します。 | 住民が福祉活動へ参加体験する機会が増えるよう、福祉委員会活動への参加を働きかける。 | 継続実施した。 | ○ | ○ | | | | 社会福祉協議会 |
| | | | | 出前講座・市民企画講座等での福祉に関する講座の実施を促進する。 | ・出前講座には福祉に関するメニューを設置 ・市民企画講座では高齢者福祉に関する講座を開催 | ○ | | | | 生涯学習課 | |
| | | ニーズに応じた出前講座を実施し、福祉教育の推進に努める。 | | ニーズに応じた出前講座を実施し、福祉教育推進に努めた | ○ | | | | 障害福祉課 | | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課評価 | 政策評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合) | 担当課 |
|-----|---------------|---------|-------|---|--|---|-------|------|-----------------------------|-------------------------------|--------------|
| | | | No.10 | ふれあい活動の推進 公民館まつりや福祉センターまつりにおける自主製品の販売等、地域行事を通じた障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進します。 | 地域住民との交流を深めるため、引き続き公民館まつり等に参加を働きかける。 | 就労担当者会で周知及びとりまとめを行った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 福祉センターまつりで障害者が運営する自主製品の販売やイベントのコーナーを設けたり、福祉体験コーナーなどを設ける。 | 継続実施した。 | ○ | | | | 社会福祉協議会 |
| | | | No.11 | 福祉イベントの開催支援 福祉に対する理解を深めるため、「福祉まつり」等の開催を支援します。 | 団体コーナーの場を設け、施設や当事者団体のPRに努める。 | 福祉まつりの開催支援を行った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 「福祉まつり」等を開催し、福祉への理解を深める機会を提供します。 | 幼稚園、小、中学校へのPRに注力した結果、ボランティア数が昨年比30%増。来場者数7400人、参加団体87団体、コーナー数115コーナー。 | ○ | | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| 2 | (1) 地域福祉活動の推進 | 地域福祉の推進 | No.12 | 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、地域住民、福祉委員、ボランティア、民生委員・児童委員、町内会関係者が「共助」の考えのもと身近な地域での支援を行うとともに、地域、行政、サービス提供事業者等が協働して福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進します。 | 地域包括ケアシステムを構築します。 | 「あんジョイプラン7」に基づき、町内会や民生委員・児童委員など福祉の関係者からなる福祉委員会や地区社協、福祉の専門職による会議や研修を行いました。 | ○ | ○ | | | 社会福祉課 |
| | | | | | 民生委員への勉強会への参加やボランティア連絡協議会への出前講座の委託などを行い、地域での支援が行えるようこれら組織との協働に努める。 | 全地区の民生委員の勉強会に出席し、障害福祉サービス、手当制度等を説明し、地域における障害者支援の理解を深める一助となった | ○ | | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 町内会が地域福祉活動の充実に向けた取組みを進めることができるよう継続して支援を行う。 | 市民活動センター登録団体のうち福祉分野の団体登録数：136団体 | ○ | | | | 市民協働課 |
| | | | | | 福祉委員会の育成を通して、誰もが地域で自立した生活が送れるよう、住民相互の助け合いを進める。 | 継続実施した。 | ○ | | | | 社会福祉協議会 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 | |
|-----|------|------|------------------|---|---|--|----------------------------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|--------------|
| | | | No.13 | 社会資源の改善、開発 地域、行政、サービス提供事業者等が協働して住みやすい地域づくりをするため、自立支援協議会において、福祉課題に取り組みます。 また、その中で、医療、介護、福祉が連携して支える仕組みづくりを検討・協議します。 | 地域での福祉課題の解決に向け、自立支援協議会を有効活用する。 | 自立支援協議会、作業部会、各担当者会において、社会資源の問題や支援の質の向上等について協議を行った。又、医療機関担当者も参加し顔の見える関係作りにつながった | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | | 地域の福祉課題について、自立支援協議会で協議を進める。 | 各担当者会で課題を出し、作業部会で検討・協議を行った。 | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) | | | |
| | | | No.14 | 地域見守り活動事業の推進 障害のある人の生活を支援するため、交流活動や災害時要援護者支援制度を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより住民相互の支援体制の強化に努めます。 | 地域包括ケアシステムを構築します。 | 社会福祉協議会による支援のもと、市内73の町内福祉委員会で「地域見守り活動推進事業」を展開しました。 | ○ | ○ | | | 社会福祉課 | |
| | | | | 地域見守り活動推進事業の全町への展開を進め、その活動を支援する。 | 新規指定町内福祉委員会が12町内会で、累計で73町内会となった。 | ○ | | | 社会福祉協議会 | | | |
| | | | No.15 | 地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実 特別支援学校等の児童については、地域の子ども会への参加がしづらい状況にあるため、子ども会の関係者(指導者を含む)に対して、受入れの理解を図ります。また、障害児の保護者へ積極的な参加を働きかけます。 | 子ども会理事や役員の会議等で受け入れの理解を図る。 | 例年通り引き続き保護者の付き添いの下、受け入れています。 | ○ | ○ | | | 生涯学習課 | |
| | | | | | 当事者及び関係者から相談があった場合、関係機関へ協力の依頼を行う。 | 当事者及び関係者からの相談はなかった | ○ | | | 障害福祉課 | | |
| | | | No.16 | 町内公民館等のバリアフリー化の支援 障害のある人の地域活動への参加を促進するため、町内公民館等身近な地域活動の拠点となる施設のバリアフリー化の推進を支援します。 | 公民館等の建設、改修の負担軽減に繋がる補助事業の周知、啓発を行う。 | トイレの洋式化2件、玄関スロープ設置等段差解消2件 | ○ | ○ | | | 市民協働課 | |
| | | | (2) ボラン ティ | No.17 | ボランティア講座の充実と参加促進 社会福祉協議会が主催するボランティア講座への参加を促進し、ボランティアの養成のため、参加者のニーズに合った講座や時間設定、メニューを検討するほか、地域においても講座の開設を行います。 | ニーズに応じたボランティアの養成及びスキルアップ講座を計画・実施し、ボランティア活動への参加を啓発します。 | ボランティア講座5回、スキルアップ講座1回開催した。 | ○ | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は ×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|------------------------------|-------|--|---|---|-----------|----------|---------------------------------|---------------------------------------|--------------|
| | | アの育成 (3) ボランティア活動への支援 | No.18 | ボランティアの育成 手話、点訳、要約筆記等の技術的なボランティア講座やセミナーを開催し、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。 | 計画的に各種の支援ボランティアを養成します。 | ボランティアセンターでは障がい者支援に関する講座を4講座を実施した。 | ○ | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| | | | No.19 | ボランティア活動の場の提供 ボランティア活動の場として、社会福祉会館や各福祉センター、市民活動センターのボランティア室や会議室等を提供します。 | 社会福祉会館、各福祉センターのボランティア室や会議室等を提供します。 | 社会福祉会館及び福祉センターの部屋を無料提供した。(A型団体は常時、B・C団体はボランティア活動を行う時のみ提供) | ○ | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| | | | | | 事業の継続 | 市民活動センター利用者数: 23,621人 | ○ | | | 市民協働課 | |
| | | | No.20 | ボランティア情報の提供 社会福祉協議会ボランティアセンターや市民活動センターでは、ボランティアに関する情報を集め、市民や活動団体に情報提供等の支援をすることにより、ボランティア活動を推進します。 | ボランティア活動に関する情報を収集し、適宜相談者や市民に発信します。 | 社協だよりによる情報提供、メールリストを活用し、希望者に随時情報を提供した。 | ○ | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| | | | | | 事業の継続 | ・市民活動センター情報誌の発行:4回 ・フェイスブックによる発信:随時 | ○ | | | 市民協働課 | |
| | | | No.21 | ボランティア活動のコーディネート ボランティア相談窓口では、ボランティア活動を希望する人に、希望する活動のコーディネートを実施します。 | ボランティア相談窓口を開設し、ボランティア活動をした人、ボランティア活動者を求める人とのマッチングや希望の活動についての相談に対応します。 | 活動希望61件、派遣希望112件、情報提供79件、助言指導13件に対応した。 | ○ | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| | | | | | 事業の継続 | 相談件数:97件 | ○ | | | 市民協働課 | |
| | | | No.22 | ふれあい補償制度の活用 ボランティアが安心して活動できるよう、ふれあい補償制度を活用し、ボランティア活動中の傷害事故への対応を図ります。 | 事業の継続 | 申請件数:86件 | ○ | ○ | | | 市民協働課 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 | |
|-------------|------------------|-------------------------|-------|---|--|--|---|--|-----------------------------|---------------------------------------|-------|-------|
| 第2章 生活支援 | 1 生活支援サービスの充実 | (1) サービスの質の向上 | No.23 | サービス提供事業者間の連携 自立支援協議会においてサービス提供事業者間の連携を図り、サービスの質の向上に努めます。 | 各担当者会で連携を図り、勉強会などを開催し質の向上に努める。 | 各担当者会で連携を図り、勉強会等を開催し、質の向上に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | | 自立支援協議会を通して、連携を図るとともに、質の向上に向けて情報交換、勉強会を行う。 | 作業部会と基幹相談支援センターと連携し勉強会を開催した。 | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) | | | |
| | | | No.24 | サービス提供事業者の第三者評価の促進 サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者機関によるサービス提供事業者の評価を促進します。 | 事業者へ、第三者機関評価を受けるよう周知する。 | 引続き周知に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | No.25 | 苦情相談窓口の周知 障害のある人が安心してサービスを利用するため、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口を周知します。 | 各事業者へ苦情解決制度や窓口の周知に努める。 | 制度や窓口の周知に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | | | 苦情相談窓口の案内を掲示します。 | 苦情相談窓口の案内を掲示した。 | ○ | | | 社会福祉協議会 | | |
| | | (2) 訪問系・日中活動系サービスの充実 | No.26 | 訪問系サービスの充実 居宅介護等のサービスを提供する職員の専門性の確保と質の向上を図り、障害特性を理解した適切な支援ができるよう、サービス提供事業者に対して積極的に研修の受講を勧めます。また、多動性等行動障害に対応できる人材が不足しているため、サービス提供事業者に働きかけ、その確保・養成に努めます。 | 各種研修案内を事業者へ周知し、研修の参加を働きかける。 | 研修案内の周知に努めた また、各担当者会において勉強会を行った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | | No.27 | 日中活動系サービスの充実 生活介護や就労系サービスについては、さらなる事業の拡大、サービス提供事業者の参入を促進します。同時に、さまざまな法人の事業所が参入してきており、県と協力して良質なサービスが提供されるよう指導していきます。 | 事業者の拡充・参入を働きかけるとともにサービスの質の維持向上のため、県の監査の同行や市の監査を実施する。 | 作業部会において働きかけを行った また、県の実施指導に同行し、監査を実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | No.28 ◎ | 地域活動支援センターの充実 精神保健福祉士が配置された地域活動支援センターにおいて、精神に障害のある人の創作的活動を行うとともに、相談支援事業を併せて実施します。また、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。 | 事業の継続実施とI型として理解促進を図るための普及啓発を実施する。 | プログラム活動において、利用者が町内清掃やチラシ配布等のボランティア活動を行うことで、地域における精神に障害がある方への理解促進につながった | ○ | ○ | | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|-------------------|---|---|---|--|-----------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|
| | | | No.29 | 介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サービスの提供ができるように、基準該当障害福祉サービスの実施について、協議・検討していきます。 | 障害福祉サービスが慢性的に不足する場合に、基準該当サービスが認められる介護保険サービスについて協議します。 | 障害福祉サービスの慢性的な不足はなかった | ○ | - | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 障害福祉課の求めに応じ協議します。 | 平成28年度は、協議の機会はありませんでしたが、必要に応じて協議していきます。 | - | | | 高齢福祉課 | |
| | | | No.30 | 運営費補助の実施 重症の心身障害のある人が利用できるサービスを確保するため、事業所に対して、運営費補助を実施します。 | 事業の継続実施 | 2事業に対し運営費補助を行った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | (3) 居住系サービスの充実 | No.31 | グループホームの整備促進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、グループホームの整備を促進します。 | 施設整備補助の継続実施 | 1法人が年度途中に1施設開設した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.32 ★ | 地域生活支援拠点の整備 グループホーム等の居住支援機能と、短期入所系サービス、相談支援等地域支援機能の一体的な整備を図ることにより、地域生活支援の拠点づくりを進め、障害のある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。 | 圏域及び自立支援協議会での協議 | ・西三河南部西圏域6市による意見交換会に参加し、圏域内の状況を把握した。 ・市内の社福法人を中心とした地域生活支援拠点等プロジェクトチームを立ち上げ、緊急時の受け入れ対応や24時間の相談体制等について協議を行った。 | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | (4) 移動の支援 | No.33 | 福祉タクシーの利用助成 通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。 | 継続実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.34 | あんくるバスの利用助成 障害のある人の社会参加促進のため、あんくるバス（市内循環バス）の運賃の助成（無料化）を実施します。また、運行経路やダイヤの見直しを必要に応じ実施します。 | 65歳未満の新規手帳取得者に対し無料シールの配布 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | ルート等見直し後の再編評価の実施や利用者等の意見を参考に今後の見直しの必要性等について研究する。 | 4月1日より全線において、運行ダイヤの一部見直しを実施した。 | ○ | | 都市計画課 | | |
| | | No.35 | 団体へのガイドヘルパーの派遣 視覚障害者団体が行う会議や活動を支援するため、団体を対象にガイドヘルパーを派遣します。 | 継続実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-------|--|------------------|---------------------|--|-------------------------------------|--------------------------------|-----------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|--------------|
| | | | No.36 | 中途視覚障害者歩行訓練の実施 日常生活の自立や社会参加を促進するため、中途で視覚障害を持った人を対象に、中途視覚障害者歩行訓練を実施します。 | 継続実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.37 | 車いす等の貸与 市内在住の人、市内の福祉関係者等を対象に、車いすや車いす移送車の貸し出しを行います。 | 車いす移送車を全福祉センターに配備する。 | 車いす移送車を全福祉センターに配備した。 | ○ | ○ | | | 社会福祉協議会 |
| 2 | 経済的支援 | (1)各種福祉手当の支給 | No.38 | 各種福祉手当の情報提供 障害者手帳の所持者が年々増加傾向にある中で、受給資格者に対し不利益が生じないよう、手続きについての確実な情報提供を行います。 | サービスの提供維持に努める。 | 各障害者手帳の交付時に該当する手当の周知を行った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.39 | 各種福祉手当の支給 障害のある人の生活を支援するため、市単独の障害者扶助料を初め、国や県の制度の特別障害者手当、在宅重度障害者手当等の各種福祉手当を支給します。 | サービスの維持に努める。 | サービス維持に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | (2)各種助成制度や利用料の減免 | No.40 | 各種助成・貸付制度の利用啓発 市、国や県における生活福祉資金貸付事業や、住宅リフォーム補助事業等の各種助成・貸付制度の啓発を行い、必要な方に支援をします。 | より多くの人に貸付事業をPRして、利用者の増加に努めます。 | 相談窓口の情報提供した。相談者数50名。うち貸付者数11名。 | ○ | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| | | | | | サービスの提供維持に努める。 | 利用啓発し、サービス維持に努めた | ○ | | 障害福祉課 | | |
| | | | No.41 | 施設の利用料減免 障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料を減免します。 | 障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料を減免する。 | 実施(プラネタリウム) | ○ | ○ | | | 生涯学習課 |
| | | | | | | 継続実施 | 継続実施 | ○ | | | スポーツ課 |
| No.42 | 割引制度の事務の支援と制度啓発 有料道路通行料割引等各事業者が実施する割引制度の事務を行うほか、制度の啓発に努めます。 | 適切な事務の実施。 | 窓口での申請に対し適切に事務を遂行した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | | | |
| 3 | スポーツ | (1)スポーツ活 | No.43 | 情報提供の充実 障害のある人がスポーツを気軽に楽しんだり、身近な地域で活動に参加してもらえるように地域のスポーツ交流会等を紹介したり、参加状況等の情報提供を充実するよう努めます。 | スポーツ交流会の参加状況など情報提供に必要な情報の収集に努めます。 | 情報収集に努めた | ○ | ○ | | | スポーツ課 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は ×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|-----------|----------------------|---|---|------------------------------------|-------------------------------|-----------|----------|---------------------------------|---------------------------------------|-------|
| | 文化芸術活動の推進 | 動の推進 | No.44 | スポーツ活動への参加促進 体育協会やスポーツ推進委員等と連携して、障害のある人も気軽にできるスポーツ活動への参加を促進します。 | 継続実施 | 継続実施 | ○ | ○ | | | スポーツ課 |
| | | | No.45 | 激励金制度の実施 障害の有無に関係なく、市や県を代表して全国大会等へ出場する人への激励金制度を実施します。 | 継続実施 | 継続実施 | ○ | ○ | | | スポーツ課 |
| | | (2)文化芸術活動の推進 | No.46 | 障害者社会参加促進事業の実施 障害のある人の社会参加を促進するため、障害者作品展等を実施します。 | 継続実施 | 身体障害者福祉協会が今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.47 | 心身障害者ふれあい促進事業の実施 レクリエーション等を通じて自活する能力を養うため、心身障害者ふれあい促進事業を実施します。 | 継続実施 | 手をつなぐ親の会が今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.48 | 障害者社会参加支援事業（講座型）の実施 障害のある人が生きがいづくりができるよう、社会参加支援事業（講座型）を実施します。 | 継続実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | 総合福祉センターで障害者講座を開催する。 | | | 15講座を開催し、述べ2,575人が受講した。 | ○ | 社会福祉協議会 | | | | |
| | | (3)参加しやすい環境づくり | No.49 | 文化・体育施設的环境整備 公共施設におけるエレベーター、スロープや車いすの設置を行い、参加しやすい環境を維持します。 | 公共施設における、エレベーター、スロープや車いすの設置を行う。 | 実績なし（改修時に実施する。） | ○ | ○ | | | 生涯学習課 |
| | | | | | 継続実施 | 継続実施 | ○ | | スポーツ課 | | |
| | | | No.50 | 講座等への手話通訳者等の配置 市が主催する講座等を開設するときは、必要に応じて手話通訳者等を配置し、障害のある人の生涯学習への参加を促進します。 | 必要に応じて、市民大学・家庭教育講演会等での手話通訳等の配置を行う。 | 市民大学・家庭教育講演会にて手話通訳及び要約筆記を行った。 | ○ | ○ | | | 生涯学習課 |
| | | No.51 | 特別支援学校へのイベント情報の提供 スポーツやレクリエーションの情報を、特別支援学校に提供し、学校の協力を得て保護者へ参加を呼びかけていきます。 | あんぷくまつりや就労講演会のPRチラシの配布の実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-------------|---------------|-------------|------------|--|--|--|-----------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|
| 第3章 生活環境 | 1 安全・安心のまちづくり | (1) 防災対策の推進 | No.52 | 災害時要援護者支援制度の推進 市広報紙やまちかど講座等を通じて災害時要援護者支援制度の普及啓発を行い、登録の推進に努めます。 | 制度の啓発を行います。 | 登録の推進については、民生委員を通じて、対象の拡大に努めました。まちかど講座は、要望がなかったため実施に至っていません。 | ○ | ○ | | | 社会福祉課 |
| | | | | 要援護者の情報提供に努める。 | 情報提供に努めた | ○ | | | 障害福祉課 | | |
| | | | No.53 | 防災活動の推進と障害者の参加促進 災害時における要配慮者（避難に支援が必要な方等）を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、障害のある人が防災訓練や防災講座等地域における防災活動へ主体的に参加するよう促します。 | 自主防災組織及び要配慮者に対し、地域の防災活動への要配慮者の参加の必要性について啓発活動や情報提供に努める。 | 総合防災訓練、自主防災訓練にて、要配慮者参加の必要性について啓発活動や情報提供に努めた。 | ○ | ○ | | | 危機管理課 |
| | | | No.54 ★ | 福祉避難所における訓練の実施 福祉避難所において、要配慮者が参加する災害時訓練を実施します。実施にあたっては、企画段階から障害のある人等の参加を得ていきます。 | 各福祉センターへ関連情報や事例などの情報提供に努める。 | 総合防災訓練（福祉避難所開設訓練）を実施し、各福祉センターへ関連情報や事例などの情報提供に努めた。 | ○ | ○ | | | 危機管理課 |
| | | | | | 主催者の求めに応じ情報提供に努める。 | 28年度は安城北部小学校を中心に行われた総合防災訓練時に北部福祉センターも福祉避難所として訓練参加した | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | | | 福祉避難所開設・運営訓練を実施します。 | 安城市総合防災訓練と連携して、北部福祉センターにて福祉避難所開設・運営訓練を実施しました。 | ○ | | | 社会福祉課 | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|--|-------|---|---|--|----------------------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|---------|
| | | | | | | 北部福祉センターにおいて、安城市総合防災訓練の一環として災害発生から福祉避難所を開設し運営を開始するまでの職員の初動期の確認と要配慮者も参加した開設と運営訓練を行いました。要配慮者26人を含む合計102人が参加しました。 | ○ | | | | 社会福祉協議会 |
| | | | No.55 | 家具転倒防止事業の推進 地震発生時における被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進します。 | 事業の継続実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | 事業の継続実施 | | | 事業の継続実施を行った。 自主防災組織5団体が実施した。 (52団体/73団体) | ○ | | | 危機管理課 | | |
| | | | No.56 | 避難所における障害のある人への配慮 避難所においては、障害のある人が安全に移動できるような配慮に努めます。また、視覚障害や聴覚障害のある人への情報伝達の配慮や必要備品の設置に努めます。 | 設置者へ配慮を働きかける。 | 配慮を働きかけた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | 必要な備品の情報収集を行い計画的に配置するよう努める。 | | | H27に障害者団体と行ったワークショップでは、視覚障害や聴覚障害のある人に必要な新たな備蓄品は提案されなかった。必要な備品が計画的に配備できるよう備蓄計画を策定した。 | ○ | 必要な備品を計画的に配置するよう努める。 | | 危機管理課 | | |
| | | | No.57 | 避難所・避難場所の周知 障害のある人に一般避難所や福祉避難所等を周知するため、避難所・避難場所の広報・啓発を実施します。 | 情報弱者へ窓口などで周知に努める。 | 周知に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | 関係課で受入体制を協議し、周知に努めます。 | | | 福祉避難所開設・運営訓練に関する報告会を実施するとともに、社協広報誌を通じて訓練の状況などの周知に努めました。 | ○ | | | 社会福祉課 | | |
| | | 福祉避難所運営訓練の結果を記事にして社協だよりに掲載するなど、啓発に努める。 | | | 社協だよりに福祉避難所開設訓練の内容を特集記事として掲載した。 | ○ | | | 社会福祉協議会 | | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|------------------|------------|---|--|-------------------------------------|-----------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|
| | | | | | マップ、広報、ホームページ等いろいろな媒体を活用して広報・啓発に努める。 | マップ、広報、ホームページ等、色々な媒体を活用して広報・啓発に努めた。 | ○ | | | | 危機管理課 |
| | | | No.58 | サービス提供事業者における防災対策の促進 障害のある人の安全を確保するために、サービス提供事業者に対して、防災計画の作成や防災訓練の実施、施設や設備等の安全点検等災害対策の推進について指導します。 | 事業者へ、協力を働きかける。 | 協力を依頼した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.59 ◎ | 特定福祉避難所の機能の充実 専門性の高いケアが必要な人を受け入れるため、特定福祉避難所に指定している、障害福祉施設や特別支援学校に対して、災害時に必要な物資の配備を順次進め、災害に備えます。 | 必要な物資及び備蓄場所などについて施設と協議し、順次配備していく。 | 必要な物資及び備蓄場所を施設と協議し決定した。 | ○ | ○ | | 必要な物資を順次配備していく。 | 危機管理課 |
| | | 設置者へ必要な物資を働きかける。 | | | 防災倉庫設置希望のあった特定福祉避難所担当者と現地確認を行い、実施計画資料を危機管理課に提出し、実施計画が採択された | ○ | 障害福祉課 | | | | |
| | | (2) 緊急時の情報の発信 | No.60 | 緊急時の情報提供 緊急時の情報発信として、インターネットFAXや防災ラジオ等の普及を図り、災害時における被害の軽減に努めます。 | 事業の継続実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 事業の継続実施 | 事業の継続実施を行った。 H28防災ラジオ販売数…704台 | ○ | | | | 危機管理課 |
| | | | No.61 | 徘徊知的障害者（児）家族支援事業の実施 徘徊の症状がみられる知的障害のある人に対して、所在が不明となったときに備え、徘徊知的障害者（児）家族支援事業を実施します。 | 事業の継続実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|------------------|--|--|---|--|---|-----------------------|-----------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|
| 2 人にやさしいまちづくり | (3) 消費 者・ 交 通 安 全 の 教 育 止 の 実 施 | No.62 | 消費者トラブルの防止と被害からの救済 障害のある人が、悪質商法等の被害に遭うことのないよう情報収集と発信を行うとともに、被害からの救済のため、必要に応じて消費生活センターや日本司法支援センター（法テラス）等の相談窓口へつなげていきます。 | 情報弱者に対し適切な相談窓口へつなげる。 | 必要な方に対し適切な相談窓口を案内した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | | 悪質商法等に関する情報収集と啓発物等を活用した情報発信 消費生活センターや日本司法支援センターとの連携 | 市ホームページや広報、啓発チラシにより事業の周知を実施。 | ○ | | 商工課 | | | |
| | | | No.63 | 交通安全教育の実施 障害のある人が、交通事故等に遭うことがないように、交通安全教育を実施します。 | 特別支援学校での交通安全教室の実施 | 特別支援学校での交通安全教室を2回実施した | ○ | ○ | | | 市民安全課 |
| | No.64 | (1) 人 に や さ し い 施 設 の 整 備 | 公共施設のユニバーサルデザインの推進 公共施設を新設するときには、ユニバーサルデザインによる設計を推進します。 | 新設時にユニバーサルデザインによる設計を検討する。 | 和泉保育園 井杭山住宅 高棚小学校増築部 | ○ | ○ | | | 施設保全課 | |
| | | | | 条例等に沿ったユニバーサルデザインの推進 | 駅前広場等ユニバーサルデザインに配慮した改修を行った。 | ○ | ○ | | | 維持管理課 | |
| | | | | 事業の継続実施 | 歩道整備 市道 箕輪神戸線 L=86.9m | ○ | | 土木課 | | | |
| | | | | バリアフリー化が完了していない市内の鉄道駅は南安城駅のみであるため、鉄道事業者に対し継続的に駅施設の改善を働きかけます。 | 名鉄南安城駅のバリアフリー化を推進するため、エレベーター等設置に関して、鉄道事業者に働きかけを行った。 | ○ | | 都市計画課 | | | |
| | No.66 ★ | 障害者用トイレの多機能化の推進 公共施設を新設するときには、オストメイト対応トイレの設置に努めます。また、必要に応じて大人用のオムツ換えや着替え等に利用できるベッドの設置に努めます。 | 新設時に障害者用トイレの多機能化について検討する。 | 東山中学校増築部分、道の駅（オストメイト設備） | ○ | ○ | | | 施設保全課 | | |
| | No.67 | (2) 住 ま い の | 市営住宅のバリアフリー化の推進 障害のある人の快適な住まいを確保するため、市営住宅のうち既存施設には、バリアフリー化を推進します。 | 住戸内の段差解消工事などを実施する。 | 新田住宅：28戸 | ○ | ○ | | | 建築課 | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は ×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|---------------|------|-----------------|-------|--|--|--|-----------|----------|---------------------------------|---------------------------------------|-------|
| | | 充実 | No.68 | リフォームヘルパー派遣事業の実施 リフォームヘルパーを派遣し、相談や専門的なアドバイスを行う等、障害のある人へ適切な住宅改修ができるよう支援します。 | リフォームヘルパーを派遣して、住宅改修に関する相談、助言等のサービスを行います。 | 安城更生病院と八千代病院に委託をし、25件の派遣を行いました。 | ○ | ○ | | | 高齢福祉課 |
| | | | | 事業の継続実施 | | 5件の実績があった。 | ○ | | | | 障害福祉課 |
| 第4章 療育・教育・子育て | 1 | (1) 乳幼児健康診査等の充実 | No.69 | 乳児家庭全戸訪問の実施 生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安の軽減および育児の孤立の防止を図るとともに、支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問等のサービスにつなげていきます。 | 継続実施 | 実施済 | ○ | ○ | | | 健康推進課 |
| | | | No.70 | 乳幼児健康診査の実施 乳幼児期における発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援、療育につなげるため、乳幼児健康診査を実施します。また、保護者と成長発達を確認し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。 | 継続実施 | 実施済 | ○ | ○ | | | 健康推進課 |
| | | | No.71 | 相談・訪問の実施 乳幼児健康診査において発達に心配のある場合は、相談・訪問にて指導・支援を行います。 | 継続実施 | 実施済 | ○ | ○ | | | 健康推進課 |
| | | | No.72 | 1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）の実施 育児不安や発達に心配のある親子に対し、療育センターや関係機関と連携して集団指導を実施します。 | 継続実施 | 実施済 | ○ | ○ | | | 健康推進課 |
| | | | | | 事業の継続実施 | 継続 | ○ | | 子ども課 | | |
| | | | No.73 | 発達障害の早期発見 3歳児健康診査までに発達障害が見つからない場合に対処するため、幼稚園・保育園での健康診断や保育士等の気づき、保育カウンセラーによる園訪問、さらには、就学時の健康診断、小学校のスクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、発達障害のある児童の早期発見と指導に努めます。 | 保育カウンセラー訪問 臨床心理士 64回 作業療法士 30回 実施 | 保育カウンセラー訪問 臨床心理士 63回 作業療法士 30回 実施 | ○ | ○ | | | 子ども課 |
| 継続実施 | 実施 | ○ | | | 学校教育課 | | | | | | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課評価 | 政策評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|----------------------|--------|--|--|--|-------|------|-----------------------------|-------------------------------|--------------|
| | | (2)療育相談の充実 | No.74 | 相談窓口の充実 療育に関する相談時間を拡大する等、相談の機会を増やすことにより、相談窓口の充実を図ります。 | 相談時間を拡大 | 継続 | ○ | ○ | | | 子ども課 |
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ、相談窓口について協議・検討。 | 子ども発達支援センターの整備にあわせ、ワーキンググループで検討。 | ○ | | | | 社会福祉協議会（総務課） |
| | | | No.75 | 相談窓口の明確化 保健センター、子育て支援センター、療育センター、教育センター等で行う子どもの発達や療育に関する相談については、相談先がわかりやすいよう窓口の周知に努めます。また、「（仮称）子ども発達支援センター」の整備により、これらの窓口の統合や連携強化を推進します。 | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 平成30年度の開設に向け、健康とやすらぎ本部会議にて継続協議中である | ○ | | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 教育センターで相談を実施 | ○ | | | | 学校教育課 |
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 継続 | ○ | | | | 子ども課 |
| | | | | | 相談窓口の周知に努め、子ども発達支援センターの整備にあわせ連携強化などについて協議する。 | 関係課担当職員によるワーキンググループにて相談業務の流れや連携、役割分担などの相談支援体制、人事体制などの案を検討した。 | ○ | | | | 子育て支援課 |
| | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | | | 協議を実施 | ○ | | | 健康推進課 | | |
| | | (3)情報交換、協力体制の充実 | No.76 | 分野間の連携による支援体制の充実 療育担当者会や関係機関同士の情報交換会を開催することにより、保健・療育・教育の各分野間の連携を強化し、早期療育の連続・一貫した支援体制の充実を図ります。 | 療育関係機関連絡会年2回実施 | 6月と2月に実施 | ○ | ○ | | | 子ども課 |
| | | | | | 継続実施 | 実施済 | ○ | | | | 健康推進課 |
| | | | | | 継続実施 | 実施 | ○ | | | | 学校教育課 |
| | | | | | 療育担当者会に参加。 | 療育担当者会に参加 | ○ | | | | 社会福祉協議会（総務課） |
| | | | No.77★ | 生涯を通じた支援のための情報共有 乳幼児期から成人期までの成長や、医療、教育、福祉等の支援内容等を一貫した情報として共有することにより、生涯を通じた支援を行います。 | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 平成30年度の開設に向け、健康とやすらぎ本部会議にて継続協議中である | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 協議を実施 | ○ | | | | 健康推進課 |
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 継続 | ○ | | | | 子ども課 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課評価 | 政策評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|------------|--------|---|--|---|-------|------|-----------------------------|-------------------------------|--------------|
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 実施 | ○ | | | | 学校教育課 |
| | | | | | 相談支援を通して、成長の節目で支援が途切れないように努める。 | 関係機関と連携をとり支援の継続に努めた。 | ○ | | | | 社会福祉協議会(総務課) |
| | | | No.78 | 各種子育て支援事業による育児不安の解消 各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。また、早期療育等へつながるよう、関係機関との連携を図ります。 | 子育てに関する講座や相談会を実施していく。相談内容により関係機関へ連携していく。 | 関係機関との具体的な連携方法や課題を関係課担当職員によるワーキンググループにて引き続き検討した。 | ○ | ○ | | | 子育て支援課 |
| | | | | | 事業の継続実施 | 継続 | ○ | | | | 子ども課 |
| | | | | | 継続実施 | 実施済 | ○ | | | | 健康推進課 |
| | | (4)療育体制の充実 | No.79★ | (仮称)子ども発達支援センターの整備 早期療育を必要とする児童の増加や相談機能の充実等に対応するため、療育センター、サルビア学園を併せ、さらに機能を高めた「(仮称)子ども発達支援センター」の整備を推進します。 | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 平成30年度の開設に向け、健康とやすらぎ本部会議にて継続協議中である。 また、子ども発達支援センター庁内ワーキンググループに参加し、各機関の連携等について協議を行った。 | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備の準備 | 関係課担当職員によるワーキンググループにて現場の意見を聞きながら施設改修の実施設計を策定した。 | ○ | | | | 子育て支援課 |
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 継続 | ○ | | | | 子ども課 |
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 実施 | ○ | | | | 学校教育課 |
| | | | | | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 協議を実施 | ○ | | | | 健康推進課 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は ×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 | | | |
|-----|------|------|---------------|--|-----------------------------|--|---|--|---------------------------------|---------------------------------------|-------|---|------|--------|
| | | | No.80 ★ | 保育所等訪問支援の実施 保護者からの依頼により、障害児支援に関する知識と指導経験のある保育士等が、保育園等を訪問し、集団生活に適応するための支援を必要とする子に、保育園等の担当職員と共に必要な支援について考え、個々の特性に合わせた助言をご家族に行います。 | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 継続 | ○ | ○ | | | 子ども課 | | | |
| | | | | | 適切な事務の実施。 | 市内に事業所はないが、近隣市の事業所を利用した実績が2件あった。 | ○ | | | | 障害福祉課 | | | |
| | | | No.81 | 臨床心理士による指導の実施 発達障害等のある児童の発見や支援をするため、幼稚園・保育園・認定こども園への保育カウンセラーによる園訪問、教育センターの臨床心理士による5歳児の支援を実施します。 | 子ども課臨床心理士 64回 教育センター 30回 | 子ども課臨床心理士 63回 教育センター 39回 | ○ | ○ | | | 子ども課 | | | |
| | | | | | 継続実施 | 実施 | ○ | | | | 学校教育課 | | | |
| | | | 2 子育て支援の充実 | (1) 統合保育・交流保育の推進 | No.82 | 統合保育の推進 幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある児童の教育・保育のニーズを受け止め、障害のある児童もない児童も、一緒に生活する中でともに育ちあう教育・保育を推進します。 | 事業の継続実施 | 継続 | ○ | ○ | | | 子ども課 | |
| | | | | | | No.83 | 交流保育の推進 障害のある児童とない児童とのふれあいを図るため、サルビア学園と保育園等の交流保育を推進します。 | 事業の継続実施 | 年間19回交流（市内公立保育園4園） | ○ | ○ | | | 子ども課 |
| | | | | | No.84 | (2) 子育て支援の充実 | 放課後児童クラブへの受入れの推進 特別支援教育を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。 | 継続実施していく | 関係機関、小学校とケース検討会等を実施し、連携強化を図った。 | ○ | ○ | | | 子育て支援課 |
| | | | | | | | No.85 | 小中学校への介護員の派遣 安城市立の小中学校に在学する肢体不自由の児童生徒が、学校生活において、一時的に保護者の付添いができない場合は、介護員を派遣し、通学の維持を図ります。 | 必要に応じて事業の実施 | 平成28年度も実施依頼なし | — | — | | |
| | | | No.86 | 放課後等デイサービスの充実 放課後等デイサービスについては、ニーズに対応するため、新規事業者の参入を促進し、質の充実と量の確保を図ります。 | サービスの質・量の充実について協議を継続 | 平成28年度中に2事業所が事業開始。又、児童担当者会において支援員のスキルアップを目的として、勉強会や事例検討を行った。 | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | | | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|----------------|--|-----------------|--|--|-----------------|------------------------------|-----------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|--------|
| | | | No.87 | ファミリー・サポート・センター事業の推進 障害のある児童の子育て支援活動を充実するため、援助会員の確保や研修の充実を図ります。 | 講習会や研修会の実施 | 会員に講習会(4回)や 研修会(2回)を開催した。 | ○ | ○ | | | 子育て支援課 |
| | 3 | (1) 教育相談等の充実 | No.88 | 関係機関の連携強化 保護者の教育上の悩みや不安を解消するため、教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等関係者による療育担当者会等を開催し、関係機関の連携強化を図ります。 | 療育関係機関連絡会年2回実施 | 6月と2月に実施 | ○ | ○ | | | 子ども課 |
| 継続実施 | | | | | 実施 | ○ | | | 学校教育課 | | |
| 引き続き連携強化を図っていく | | | | | 年2回の開催で連携強化を図った | ○ | | | 障害福祉課 | | |
| No.89 | | | 教育センターの相談支援体制の充実 相談数の増加に対応するため、家庭教育相談員・臨床心理士等の相談時間の拡大に努め、教育センターでの相談の充実を図ります。 また、「(仮称)子ども発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。 | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 相談実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 | |
| No.90 | | | 保育園等の就学相談支援体制の維持 全ての幼稚園、保育園、認定こども園において、就学前児童(5歳児)の就学相談が実施できる体制を維持します。 また、「(仮称)子ども発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。 | 子ども発達支援センターの整備にあわせ協議 | 就学相談実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 | |
| | 体制の維持及び子ども発達支援センターの整備にあわせ新たな連携の協議 | 継続 | | ○ | | 子ども課 | | | | | |
| No.91 | 卒業時の就学就労相談の充実 卒業時における就学・就労に関する相談の充実を図ります。 | 継続実施 | 実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 | | | |
| | (2) インクルーシブ教育システムの構築 | ★ | No.92 | 本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定 障害のある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市教育委員会が就学先を決定します。 | 継続実施 | 実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 |
| No.93 | | | 多様な学びの場の充実 教育的ニーズに最も確にこたえた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。 | 継続実施 | 実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 | |
| No.94 | | | 合理的配慮の提供 合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて市・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供します。 | 継続実施 | 実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は ×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|---------|------------|--|---|---|-----------|----------|--|---------------------------------------|-------|
| | | | No.95 | 特別支援教育の体制の充実 特別支援教育の体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター養成を目的とした研修会・情報交換会を実施し、必要な人材の確保に努め、さらに校内教育支援委員会等の研修を通じて広く周知します。 | 継続実施 | 実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 |
| | | | No.96 | 通級指導の充実 障害特性にあわせた学習支援をするため、通級指導担当教員研修等を開催し、教職員の専門知識の習得と資質向上を図り、通級指導の充実に努めます。 | 継続実施 | 実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 |
| | | | No.97 | 特別支援教育補助員事業の充実 個別支援の対象となる児童やその集団の健やかな成長を図るため、特別支援教育補助員には、各種障害の知識や適切な支援の研修を実施し、質的な充実に努めます。 | 継続実施 | 特別支援のみならず 様々な支援を必要とする児童生徒に対するスクールアシスタント事業として実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 |
| | | | No.98 ★ | 学校施設のバリアフリー化の推進 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。 | 改修時に、バリアフリー化を実施 | ・東山中学校校舎中規模改修（EV設置、多目的WC設置、段差解消等） ・校舎トイレ改修：安城南小（2/2期）、里町小（2/2期）、安城北中（3/3期）、明祥中（2/2期）、桜井中（1/2期）、安祥中（2/2期） ・屋内運動場トイレ改修：安城中部小、作野小、桜町小、安城南中、桜井中、篠目中 | ○ | ○ | ※入札不調による予定工事の延期など、計画通りに実施できない部分もあるが、修繕対応ができるものは随時対応している。 | | 教委総務課 |
| | | 事業の継続実施 | | | 桜町小学校のマンホールトイレ設置時にマンホールトイレ付近にスロープを設置した。 | ○ | 危機管理課 | | | | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 | | |
|-----|------|--------------|--|---|--------------------------------|--|---|--|-----------------------------|---------------------------------------|-------|-----|-------|
| | | (3)進路指導の充実 | No.99 | 学校・行政・職安の協力 障害のある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校と行政および公共職業安定所が協力し、就学・就職への支援をします。 | 継続実施 | 実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 | | |
| | | | No.100 | 職場見学・説明会等の実施 障害のある生徒に自らの進路に対して関心を持ち、考えてもらうため、卒業生の体験談、職場見学・実習、学校説明会・見学会等を実施します。 | 継続実施 | 実施 | ○ | ○ | | | 学校教育課 | | |
| | | | No.101 | アフターケアの充実 就学後のアフターケアについては、市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校等が連絡をとり、適切な支援の実施に努めます。 | 就学後は就労相談員を活用し、必要に応じて担当者会へつなげる。 | 各特別支援学校卒業予定(見込)者数の把握に努めている | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | | |
| | | 継続実施 | | | 実施 | ○ | | | 学校教育課 | | | | |
| | | 第5章 雇用・就労 | 1 一般就労機会の拡大 | (1)雇用・就労の啓発・広報 | No.102 | 多様な就労方法や技能取得制度の周知 テレワーク等多様な就労方法や技能取得制度を周知するとともに、障害者就業・生活支援センターと連携して障害のある人の雇用を支援します。 | 技能習得制度のPRや障害者就業・生活支援センター主催の圏域会議に出席し連携強化を図り障、害のある人の雇用への支援に努める。 | 引続き関係機関との連携に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | No.103 | 企業等への制度の啓発 就労相談員の活動を通して障害のある人の雇用拡大を働きかけるため、企業等に各種助成制度や障害者雇用率制度を周知します。 | 就労相談員の会議への参加や必要に応じて企業訪問の実施 | 豊川市の職業訓練校主催会議に出席した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | | | 市ホームページ等を通じた企業等への各種助成制度や障害者雇用率制度の周知 | ・市HPを通じて各種助成制度や障害者雇用率制度を周知。 ・障害者の情報誌を窓口を設置。 | ○ | | | 商工課 | |
| | | No.104 | 障害者雇用の促進 特例子会社の設置の普及、就労継続支援A型の新規事業者の参入促進を図る等、新しい形の就労の場の拡大に努めます。 | 自立支援協議会担当者会での啓発 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | | | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|-------------------------|-------------|--|---|--|-----------|----------|-----------------------------|--|-------|
| | | | No.105 ★ | 職場における合理的配慮の提供義務等の周知 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。 | 法施行にあわせ、PRの実施。 | ・障害者差別解消法に係るHPをアップし周知啓発に努めた ・ボランティア連絡協議会主催の勉強会に2回、出前講座に出向いた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 市ホームページ等を通じた法制度の周知 | ・市HPを通じて各種助成制度や障害者雇用率制度を周知。 ・障害者の情報誌を窓口を設置。 | ○ | | | | 商工課 |
| | | (2) 雇用・ 就労の 支援 | No.106 | 就労移行支援の充実 就労移行支援の新規事業者の参入促進を図ると同時に、サービスの質の確保に努めます。 | 自立支援協議会担当者会での参入や拡大の働きかけや勉強会などで質の向上に努める。 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.107 | ジョブコーチ支援制度の周知 障害のある人と企業の間立ち、就業と生活の一体的支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）の活用が図られるよう、制度の周知を行います。 | 西三河南部西就業・生活支援センターと連携し、支援の推進に努める。 | 引続き関係機関との連携に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.108 | 職親制度の推進 知的障害や精神障害のある人を住み込みや通いで雇用し、生活指導や就労指導を行う職親委託制度を推進するため、職親の確保に努めるとともに、事業の周知を行います。 | 職親制度の確保等に努める。希望者がある場合はPRを実施。 | 今年度も継続実施した 中期的に1事業所が職親制度創設の意向を示した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.109 | 市における障害者雇用の推進 障害者雇用率を達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討します。そして、精神障害者についても業務内容、採用方法、人材育成方法等について研究を進めます。 | 引き続き、職員採用候補者試験において身体障害者を募集。雇用形態等の検討、精神障害者の業務内容等の研究を進める。 | 平成28年度職員採用候補者試験（平成29年4月採用）において1人採用することができた。 知的障害者の従事する業務内容について継続的に検討を行った。 | ○ | ○ | | 引き続き、職員採用候補者試験において身体障害者を募集していくが、知的障害者及び精神障害者も募集対象に加える。雇用形態等の検討、精神障害者の業務内容等の研究を進める。 | 人事課 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|--------|--|------------------------------|-------------|---|--|---|--|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|
| 2 | 福祉的 就労の 支援 | | No.110 ◎ | 自主製品の購入、市業務の委託 障害者優先調達推進法に基づき、市立保育園におけるおやつとして自主製品を購入し、利用者の工賃アップを支援します。また、ペットボトル、ビンの選別作業等の市業務の一部を障害福祉施設へ委託します。 そして、自主製品の紹介用一覧を自立支援協議会の協力のもと作成し、広報・啓発活動に努めます。 | 優先調達法に基づき定めた基本指針に基づき、目標値を設定する。 | 年度の目標を設定し、達成に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.111 ◎ | 就労系サービスの充実と事業者の質の確保 一般企業等での就労が困難な人の就労機会や生産活動の場として、就労系サービスの新規事業者の参入や事業の拡大を促進します。また、企業等に対し就労系サービス事業者への作業の発注を働きかけます。なお、事業者に対して、その質の確保を図るとともに、障害者差別解消法等の周知を図り、作業環境の改善を促進します。 | 自立支援協議会担当者会での参入や拡大の働きかけや勉強会などで質の向上に努める。 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.112 | 学校と相談支援事業所の連携 特別支援学校等の卒業生が、必要な就労支援が得られ、適切なサービスの選択ができるよう、学校と相談支援事業所が連携します。 | 自立支援協議会担当者会において連携 | 各担当者会において連携を図った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 卒業後の進路選択の支援について学校と連携して進める。 | 学校や親の会へ参加し連携を進めている | ○ | | | 社会福祉協議会（総務課） | |
| | | | No.113 | 自主製品販路拡大への支援 障害のある人の働く場の確保や、就労系サービス事業者の自主製品販路拡大のため、必要に応じて商店街の空き店舗等の情報を提供します。また、市役所等においても、展示・販売の場を提供します。 | 市役所食堂にて販売場所の確保 | 引続き市役所食堂を販売場所として確保した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 若者の自立・就労支援施設による受け入れや中心市街地における商店街の空き店舗の情報提供 | ・若者の自立、就労支援施設による受け入れを実施。 ・中心市街地における商店街の空き店舗の情報を提供。 | ○ | | | 商工課 | |
| | | | 3 | 就労 相談・ 情報 提供 | (1) 相談 支援 体制 の 充実 | No.114 | 募集情報の提供、職業相談の実施 公共職業安定所と連携し、人材募集情報の提供や職業相談を実施します。 | 継続実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ |
| No.115 | 就労相談の推進 就労相談員による職場開拓や就労相談を推進し、職場との連携を図りながら、一般就労への支援や職場への定着を支援します。 | 就労相談員による就労相談や必要に応じた企業への訪問の実施 | | | | 窓口での就労相談を行った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は ×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 | |
|-------------|------|------------|--------|---|---|--|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|-------|-------|
| 第6章 保健・医 | 1 | (1)生活習慣病予防 | No.116 | 障害者就業・生活支援センターの利用促進 就業とそれに伴う日常生活上の支援を行う障害者 就業・生活支援センターの利用が促進されるよ う、新たに開設されたセンターの周知に努めま す。 | 障害者就業・生活支援センターの周知 に努める。 | 相談事項に対し、必要 に応じセンター周知を 行った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | | No.117 | 仲間づくりの推進 創業・起業等に向けて、障害のある児童生徒の保 護者の仲間づくりを、特別支援学校等と連携しな がら進めます。 | 特別支援学校等連絡会議へ出席。 | ケースに応じて、特別 支援学校でのケース会 議に出席した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | No.118 | 商工会議所等との連携とノウハウの提供 障害のある人の創業・起業を支援するため、商工 会議所等と連携し、ノウハウの提供を行います。 | 就労講演会の実施 | 職業訓練校職員を講師 に招請し就労講演会を 行った | ○ | ○ | | |
| | | | | 商工会議所や金融機関と連携した支援 や専門家による指導 信用保証料補助制度やチャレンジ融資 利子補給制度を紹介 | | | 市、商工会議所、金融 機関と連携した支援体 制を整備し、必要に応 じて伴走型支援や各種 補助制度の紹介を行っ ている。 | ○ | 商工課 | | | |
| | | | | No.119 | 小規模作業所等の設立支援 障害のある人の就労へのニーズに対応するため、 保護者、社会福祉法人、NPO法人等による小規 模作業所等の設立に対して、空き店舗等の活用を 含め、身近な場所におけるサービス拠点の整備を 支援します。 | 必要に応じて設立支援のための補助制 度の検討。 | 平成29年度整備事業 に関しグループホーム 1個所の整備に係る相 談・協議を行った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | | 若者の自立・就労支援施設による受け 入れや中心市街地における商店街の空 き店舗の情報提供 | ・若者の自立、就労支 援施設による受け入れ を実施。 ・中心市街地における 商店街の空き店舗の情 報を提供。 | ○ | | 商工課 | | |
| | | | | No.120 | 特定健康診査等の実施 生活習慣による疾病予防や、疾病が進行し障害と なることを防ぎ、健康づくりを支援するため、特 定健康診査や後期高齢者医療健康診査を実施しま す。特定健康診査後は、健診結果により、特定保 健指導等を実施します。 | 特定健康診査等の実施と、特定健康診 査後の指導の実施 | 継続 特定健康診査及び特定 保健指導の実施、後期 高齢医療健康診査の実 施 | ○ | ○ | | | 国保年金課 |
| | | | | | | 継続実施 | 実施済 | ○ | | 健康推進課 | | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 | |
|-----|---------|---------------|-------------|--|--|--|---|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|-------|
| 療 | なる疾病の予防 | とこころの健康づくりの推進 | No.121 | 健康診査の受診の促進 特定健康診査や後期高齢者医療健康診査の周知を図り、健康診査の受診を働きかけます。 | 特定健康診査等の普及啓発を図る。 | 継続 広報あんじょうや市ウェブサイトにて啓発記事を掲載。また、特定健康診査未受診者に受診勧奨通知を送付した。 | ○ | ○ | | | 国保年金課 | |
| | | | | | 継続実施 | 実施済 | ○ | | 健康推進課 | | | |
| | | | No.122 | こころの健康づくりの推進 社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。 | 継続実施 | 実施済 | ○ | ○ | 健康推進課 | | | |
| | | | | | 保健所等から配布される資料や地域活動支援センターのチラシの設置。 | 今年度も継続実施した | ○ | | 障害福祉課 | | | |
| | | | (2) 介護予防の推進 | No.123 | 高齢者の生活機能の維持向上 高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護保険制度による介護予防事業等を実施します。 | 改正された介護保険制度の下、介護予防事業の普及啓発を行い、介護予防事業等を実施します。 (健康推進課所管分が高齢福祉課へ移動) | ・二次予防対象者への運動教室を開催しました。 ・まちかど講座、広報あんじょうへの記事の掲載を行いました。 | ○ | ○ | 高齢福祉課 | | |
| | | | | | | 介護予防の実施。 | 福祉センターでの体操教室を実施し、延べ9,673人の利用があった。 | ○ | | 社会福祉協議会(総務課) | | |
| | | 2 医療サービスの実施 | (1) 地域医療の促進 | No.124 | かかりつけ医の促進 身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。 | 事業所などを介して働きかける。 | 窓口対応時や事業所等からの働きかけを行った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | | 継続実施 | 広報折込チラシ、市ホームページにて掲載 | ○ | | 健康推進課 | | |
| | | | | No.125★ | 入院中の院内における支援の実施 知的障害等のある人が入院したときに、普段から障害のある人を理解しているサービス提供事業者が支援員を派遣し、医療施設内での意思疎通を図るサービスについて、意思疎通支援事業として実施します。 | 事業開始 | 平成28年度も実施依頼なし | — | — | 障害福祉課 | | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課評価 | 政策評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合) | 担当課 |
|----------------|-----------------|-------------------|--------|--|--|---|-------|------|-----------------------------|-------------------------------|-------|
| | | (2) 自立支援医療と医療費の助成 | No.126 | 自立支援医療の実施 心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費を給付します。 | 更生医療、育成医療の適正な実施 | 平成27年度に引続き、平成28年度も自立支援医療を適正実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | 精神通院医療費助成の適正な実施 | 進達件数（精神通院のみ） 新規 361件 更新 1,908件 変更 789件 県外転入 15件 再交付 25件 返納 21件 | ○ | | | | 国保年金課 | |
| | | | No.127 | 医療費の助成 障害のある人の医療費軽減のため、障害の程度により、障害者医療として医療費の助成を実施します。 | 障害者及び精神障害者の医療費助成の適正な実施 | 受給者数 障害者 1,825人 精神障害者 2,125人 | ○ | ○ | | | 国保年金課 |
| | | | No.128 | 難病患者の医療費助成に関する情報提供 難病患者への医療費助成の制度変更については、関係機関と連携して情報提供に努めます。 | 保健所等から配布される資料を通じて情報提供の実施 | 平成29年1月に衣浦東部保健所に依頼し、難病医療費助成受給者名簿の提供を受けた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| 第7章 相談・情報提供 | 1 相談・情報提供の充実 | (1) 相談窓口の充実 | No.129 | 相談支援事業の充実 基幹相談支援センター（ふれあいサービスセンター）を核とした相談支援ネットワークを強化し、訪問相談等について自立支援協議会で検討します。 高齢で障害のある人には、在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいても相談に応じます。 障害児相談支援については、「（仮称）子ども発達支援センター」の整備にあわせて充実を図ります。 なお、高い専門性を必要とする内容については、保健所や発達障害者支援センター等専門相談機関へつなげていきます。 | 自立支援協議会の活用と児童発達支援センター整備による障害児相談支援の充実 | 相談支援担当者会において協議を行い、相談支援の充実に繋げた。 | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | 自立支援協議会を通して、相談支援事業所間、相談支援員間のネットワーク強化に努める。 | 相談支援担当者会で相談支援員のそれぞれの役割について検討した。 | ○ | | | | 社会福祉協議会（総務課） | |
| | | | | 各中学校区の在宅介護支援センターを地域包括支援センターへ段階的に移行し、障害のある高齢者を含め相談に応じます。 | 地域包括支援センター更生、地域包括支援センター八千代を設置しました。 | ○ | | | | 高齢福祉課 | |
| | | | | 在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいても相談に応じます。 | 各地域包括支援センター、各在宅介護支援センターにおいて地域の高齢者に関する相談・支援を行いました。 | ○ | | | | 高齢福祉課 | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|--|--------|--|--|--|-----------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|
| | | | No.130 | 相談支援事業所への補助 相談支援事業所に対しては、引き続き市独自の補助を行うことにより、ニーズに応じた計画作成の確保を図ります。 | 補助事業の継続実施 | 相談支援事業所へ補助を継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | No.131 | 相談支援担当者の専門性の向上 相談支援事業所や市の担当者の専門性の向上のため、研修への参加を促進します。 | 相談支援事業所へ研修への参加案内の周知や相談員の各種研修への参加 | 県から相談支援事業所宛の研修案内があったものは周知し、相談員についても必要な研修に参加した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | 研修会に積極的に参加するとともに、相談支援事業所に向けての勉強会を行う。 | | | 専門別研修会に参加し、相談支援員向けの勉強会を開催した。 | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) | | |
| | | | No.132 | 手帳を所持していない障害のある人への対応 発達障害、高次脳機能障害、精神疾患、難病等で、障害者手帳を取得していない人に対しては、手帳を取得できる場合があることや、手帳がない場合にも医師の診断書があれば利用できるサービスがあることの周知を図ります。 | 相談時における周知やホームページでの周知 | ホームページでの周知に加え、窓口相談時に必要に応じ周知を図った | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | (2) 情報提供の充実 | No.133 | 障害のある災害時要援護者の把握 災害時要援護者支援制度を活用し、町内福祉委員会による日ごろからの支援を通じ障害のある人の状況把握に努めます。 | 地域包括ケアシステムを構築します。 | 社会福祉協議会が実施する見守り活動支援事業を通じ、市内73の町内福祉委員会において、状況の把握に努めました。 | ○ | ○ | | | 社会福祉課 |
| | | | No.134 | 広報等による情報提供の充実 市や社会福祉協議会の広報紙等により各種の情報を提供するとともに、音声コード読み上げ装置等の活用について検討します。 | 広報へ各種情報の掲載 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | 声の広報の継続実施を行うとともにアクセシビリティに配慮したウェブサイトづくりを目指します | | | さらにアクセシビリティに配慮するため、ウェブサイトの全面リニューアルの予算を要求した(H29でウェブサイト进行全面更新する) | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) | | |
| | | | No.135 | 利用しやすいウェブサイトの充実 誰でも情報を探しやすいウェブサイトづくりに引き続き努めます。また、障害のある人からご意見をいただきながら、障害者にとって利用しやすいウェブサイトづくりに努めます。 | 継続実施 利用のしやすさ及び質の向上に努める | 継続 ウェブサイトの汎用閲覧支援ソフトへの対応更新、音声による広報ページの作成等 | ○ | ○ | | | 秘書課 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課評価 | 政策評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合) | 担当課 | | | |
|-----|------|------|--------|---|--|----------------------------|---|---|-------------------------------------|-------------------------------|-------|--------------|--|---------|
| | | | No.136 | 声の広報・点訳事業等の実施 「広報あんじょう」を音訳した声の広報を継続するとともに、希望の書籍をボランティアにより点訳や音訳する事業等を支援します。 | 声の広報継続実施 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | | | |
| | | | | | 音訳や点訳を希望される方の相談に対応し、ボランティアによる支援につなげます。 | 希望者を音訳・点訳のボランティアにつないだ。(1件) | ○ | | | 社会福祉協議会(総務課) | | | | |
| | | | No.137 | ガイドブック等の作成・配布 障害のある人に関わるさまざまなサービス、制度等についてまとめたガイドブックやサービス事業者マップを作成し、配布します。 | 定期的な更新の実施 | 今年度も配布対象者や希望者に配布した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | | | |
| | | 2 | (1) | 意思疎通支援事業等の充実 | ◎ | No.138 | 意思疎通支援者の派遣 手話通訳者、要約筆記者の意思疎通支援者の派遣を行います。なお、専門性の高い意思疎通支援者の派遣や調整の困難な広域的な派遣については県の事業となることから、円滑な対応に努めます。 | 事業の継続実施 | 市民並びに他課からの要望に対し全て手話通訳者・要約筆記者を派遣対応した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | | No.139 | 意思疎通支援者の技術・知識の向上と手話奉仕員の養成 意思疎通支援者の技術および知識の向上を目的とした研修の開催、県等の開催する研修への参加を促進します。また、手話奉仕員の養成については、社会福祉協議会に養成講座を委託するとともに障害者団体との連携により推進します。 | 養成講座の実施 | 社会福祉協議会において、手話奉仕員養成講座を年40回開催した。 | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | | No.140 | 意思疎通支援事業の拡充 意思疎通支援事業については、あらゆる障害のある人に対する支援が可能であり、対象者や援助内容についての見直しを行い、事業の拡充を図ります。 | 手話要約筆記に加え、意思疎通に必要な支援内容を検討するほか、対象者の範囲について検討し、その支援者の確保に努める。 | 市役所内の各課に周知し、情報保障の拡充に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | | No.141 | 移動型磁気ループの貸し出し 会議等において、聴覚障害のある人の補聴器の聞き取りを改善するための磁気ループ(移動型)の貸し出しを行います。 | 必要に応じて会議での使用 | 文化センター所管分について、今年度も継続して貸出しを行った | ○ | - | | | 障害福祉課 |
| | | | | | | | | 社会福祉会館と桜井福祉センターにて、必要な団体に対し、無償で貸出を行います。 | 社会福祉会館、桜井福祉センター共に貸出実績なし | - | | 社会福祉協議会(総務課) | | |
| | | | (2) | | | No.142 | 障害者パソコン講座の実施 障害のある人を対象としたパソコン講座を開催し、パソコンの利用促進を図ることにより、障害のある人の主体的な情報収集能力を高めます。 | 総合福祉センターで障害者対象のパソコン講座を開催する。 | パソコン講座を開催し、述べ22人が受講した。 | ○ | ○ | | | 社会福祉協議会 |

| 分野別 | 基本施策 | 推進策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|-----------------|------------------------------|---|---|--|----------------------------------|-----------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|
| | | 対応 | No.143 | 日常生活用具（情報・通信支援用具）の利用促進 日常生活用具である視覚障害者用パソコンソフト や上肢障害者用パソコン周辺機器の、給付制度を 周知し利用を促進します。 | 広報等で周知し、適正な給付に努め る。 | 手帳交付の際、日常生 活用具一覧を渡し周知 している | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | 3 | (1) 障 害を理由とする差別 の解消の推進 | No.144 | 障害を理由とする差別解消のための啓発 市民に障害者差別解消法の趣旨や内容について周 知徹底を図るため、パンフレットやポスター等の 作成・配布、ホームページでの掲載を実施しま す。また、障害者差別解消支援地域協議会につい て、県、圏域の動向を踏まえ、設置について検討 します。 | 周知内容の検討・HP掲載 | ホームページ上に記事 掲載した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | No.145 ★ | | 職場における合理的配慮の提供義務等の周知（No. 105再掲） 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施 行を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人へ の差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広 報・啓発に努めます。 | 周知内容の検討・HP掲載 | ・障害者差別解消法に 係るHPをアップし周 知啓発に努めた ・ボランティア連絡協 議会主催の勉強会に2 回、出前講座に出向い た | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | | 市ホームページ等を通じた法制度の周 知 | ・市HPを通じて各種 助成制度や障害者雇用 率制度を周知。 ・障害者の情報誌を窓 口に設置。 | ○ | | | | 商工課 | |
| | (2) 権 利擁護の推進 | | No.146 | 日常生活自立支援事業の促進 障害のある人や認知症高齢者等判断力が十分でな い人が、安心してサービスを受けることができる よう、社会福祉協議会で実施している日常生活自 立支援事業を支援します。 | 社会福祉協議会へ補助を行い、事業の 継続実施を支援する。 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | 事業の周知とサービスの提供を行いま す。 | サービス利用件数31 件 地区民協での周知1回 | ○ | | | | 社会福祉協議 会（総務課） | |
| | | No.147 | 成年後見支援事業の実施 身寄りがいない等当事者による申立てができない場 合は、市が代わって法定後見（後見・保佐・補 助）開始の審判の申立てを行います。また、社会 福祉協議会では、成年後見制度の啓発や相談を行 うほか、低所得者のための法人後見を行います。 | 法廷後見の継続実施と社会福祉協議会 へ補助を行い、事業の継続実施を支援 する。 | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 | |
| | | | | 低所得等の理由により適切な後見人が 得られない人を対象に、法人後見の受 任を行います。 | 法人後見の受任12件 援助件数1,003回 | ○ | | | | 社会福祉協議 会（総務課） | |

| 分野別 | 基本施策 | 推進施策 | 番号 | 事業・取り組み | 平成28年度の目標 | 平成28年度の実績 | 担当課 評価 | 政策 評価 | 評価に対する課題 (担当課評価が△又は ×の場合) | 平成29年度の 目標 (年度目標を変更・ 修正する場合) | 担当課 |
|-----|------|------|--------|--|---------------------------|---------------------------------------|-----------|----------|---------------------------------|---------------------------------------|--------------|
| | | | No.148 | 成年後見制度等の周知 成年後見制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業についても周知に努めます。 | 事業の継続実施（障害福祉課分のHP作成） | 今年度も継続実施した | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |
| | | | | | 社協広報紙への特集記事の掲載や講演会を開催します。 | 社協広報紙への特集掲載1回 成年後見制度啓発講演会の開催2回 | ○ | | | | 社会福祉協議会（総務課） |
| | | | No.149 | 虐待等の防止 障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、市民、企業等への啓発に努めます。 また、虐待に関する情報提供があった場合には、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を図ります。 | ホームページ掲載及び必要に応じケース会議の開催 | 通報や届出を受けた際、速やかにケース会議・コア会議を開催し早期対応に努めた | ○ | ○ | | | 障害福祉課 |

第4期安城市障害福祉計画における実績報告について

平成28年度 障害福祉計画実績報告（計画期間 H27～H29）

I 障害福祉サービス必要量の見込み

| | 単位 | 27年度 | | | 28年度 | | | 29年度 | | |
|---|------|-------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|------|----------|
| | | 見込量 | 利用実績 | 実績/見込(%) | 見込量 | 利用実績 | 実績/見込(%) | 見込量 | 利用実績 | 実績/見込(%) |
| (1) 訪問系サービス | | | | | | | | | | |
| ①居宅介護 | 時間/月 | 2,527 | 2,524 | 99.88% | 2,679 | 2,487 | 92.83% | 2,812 | | 0.00% |
| ②重度訪問介護 | 時間/月 | 615 | 310 | 50.39% | 738 | 345 | 46.75% | 861 | | 0.00% |
| ③同行援護 | 時間/月 | 132 | 129 | 97.95% | 143 | 141 | 98.60% | 154 | | 0.00% |
| ④行動援護 | 時間/月 | 169 | 180 | 106.21% | 182 | 181 | 99.45% | 195 | | 0.00% |
| ⑤重度障害者等包括支援 | 時間/月 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 0 | | - |
| 居宅介護等(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護) | 時間/月 | 3,443 | 3,143 | 91.3% | 3,742 | 3,154 | 84.3% | 4,022 | | 0.0% |
| (2) 日中活動系サービス | | | | | | | | | | |
| ①生活介護 | 人日/月 | 7,160 | 6,678 | 93.3% | 7,300 | 6,733 | 92.2% | 7,400 | | 0.0% |
| ②自立訓練(機能訓練) | 人日/月 | 10 | 1 | 5.0% | 10 | 0 | 0.0% | 10 | | 0.0% |
| ③自立訓練(生活訓練) | 人日/月 | 63 | 51 | 80.6% | 63 | 72 | 114.3% | 63 | | 0.0% |
| ④就労移行支援 | 人日/月 | 663 | 522 | 78.7% | 782 | 609 | 77.9% | 901 | | 0.0% |
| ⑤就労継続支援(A型) | 人日/月 | 2,242 | 2,094 | 93.4% | 2,470 | 2,276 | 92.1% | 2,698 | | 0.0% |
| ⑥就労継続支援(B型) | 人日/月 | 2,320 | 2,189 | 94.3% | 2,528 | 2,432 | 96.2% | 2,800 | | 0.0% |
| ⑦療養介護 | 人日/月 | 122 | 62 | 51.1% | 122 | 84 | 68.9% | 122 | | 0.0% |
| ⑧短期入所 | 人日/月 | 272 | 241 | 88.6% | 288 | 249 | 86.5% | 304 | | 0.0% |
| (3) 居住系サービス | | | | | | | | | | |
| ①共同生活援助(グループホーム) | 人/月 | 100 | 84 | 84.3% | 110 | 101 | 91.8% | 120 | | 0.0% |
| ②施設入所支援 | 人/月 | 94 | 90 | 95.2% | 93 | 94 | 101.1% | 92 | | 0.0% |
| (4) 相談支援 | | | | | | | | | | |
| ①相談支援 | 人/月 | 156 | 170 | 108.7% | 167 | 184 | 110.2% | 179 | | 0.0% |
| ②地域移行支援 | 人/月 | 0 | 0 | - | 2 | 1 | 50.0% | 3 | | - |
| ③地域定着支援 | 人/月 | 0 | 0 | - | 4 | 1 | 25.0% | 6 | | - |

II 地域生活支援事業

| 事業名 | 単位 | 27年度 | | | 28年度 | | | 29年度 | | |
|-------------------------|-----|-------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|----|----------|
| | | 見込 | 実績 | 実績/見込(%) | 見込 | 実績 | 実績/見込(%) | 見込 | 実績 | 実績/見込(%) |
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | | | | | | | | | | |
| ①災害時要援護者サポート研修 | 回/年 | 10 | 4 | 40.0% | 10 | 5 | 50.0% | 10 | | 0.0% |
| (2) 自発的活動支援事業 | | | | | | | | | | |
| ①精神障害者ふれあい促進事業 | 回/年 | 10 | 24 | 240.0% | 10 | 10 | 100.0% | 10 | | 0.0% |
| (3) 相談支援事業 | | | | | | | | | | |
| ①障害者相談支援事業 | か所 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | | 0.0% |
| ②基幹相談支援センター | | 実施 | 実施 | - | 実施 | 実施 | - | 実施 | | - |
| ③住宅入居等支援事業 | | 実施 | 実施 | - | 実施 | 未実施 | - | 実施 | | - |
| (4) 成年後見制度利用支援事業 | | | | | | | | | | |
| ①成年後見制度 | 件/年 | 2 | 1 | 50.0% | 2 | 2 | 100.0% | 2 | | 0.0% |
| (5) 意思疎通支援事業 | | | | | | | | | | |
| ①手話通訳者設置事業 | 人 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | | 0.0% |
| ②手話通訳者派遣事業 | 回/年 | 260 | 275 | 105.8% | 260 | 292 | 112.3% | 260 | | 0.0% |
| ③要約筆記者派遣事業 | 回/年 | 80 | 88 | 110.0% | 82 | 57 | 69.5% | 84 | | 0.0% |
| (6) 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | | | | |
| ①介護・訓練支援用具 | 件/年 | 9 | 8 | 88.9% | 9 | 12 | 133.3% | 10 | | 0.0% |
| ②自立生活支援用具 | 件/年 | 27 | 24 | 88.9% | 28 | 22 | 78.6% | 28 | | 0.0% |
| ③在宅療養等支援用具 | 件/年 | 31 | 29 | 93.5% | 31 | 27 | 87.1% | 32 | | 0.0% |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 19 | 19 | 100.0% | 20 | 29 | 145.0% | 20 | | 0.0% |
| ⑤排泄管理支援用具 | 件/年 | 2,650 | 2,763 | 104.3% | 2,680 | 2,987 | 111.5% | 2,710 | | 0.0% |
| ⑥住宅改修 | 件/年 | 5 | 3 | 60.0% | 5 | 10 | 200.0% | 5 | | 0.0% |
| (7) 手話奉仕員養成研修事業 | | | | | | | | | | |
| ①手話奉仕員養成研修事業 | 人/年 | 16 | 19 | 118.8% | 17 | 20 | 117.6% | 18 | | 0.0% |

| 事業名 | 単位 | 0 | | | 2 | | | 3 | | | |
|----------------------|----------|-------|-------|----------|--------|-------|----------|--------|-------|----------|------|
| | | 見込 | 実績 | 実績/見込(%) | 見込 | 実績 | 実績/見込(%) | 見込 | 実績 | 実績/見込(%) | |
| (8)移動支援事業 | | | | | | | | | | | |
| ①事業所数 | か所 | 33 | 34 | 103.0% | 34 | 34 | 100.0% | 35 | | 0.0% | |
| ②利用者数 | 人/月 | 212 | 215 | 101.5% | 220 | 281 | 127.7% | 228 | | 0.0% | |
| ③時間 | 時間/月 | 1,696 | 1,623 | 95.7% | 1,760 | 1,559 | 88.6% | 1,824 | | 0.0% | |
| (9)地域活動支援センター | | | | | | | | | | | |
| ①基礎的事業 | 事業所数(市内) | か所 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | | 0.0% |
| | 利用者 | 人 | 100 | 120 | 120.0% | 110 | 154 | 140.0% | 120 | | 0.0% |
| (10)任意事業 | | | | | | | | | | | |
| ①訪問入浴事業 | 事業所数 | か所 | 5 | 5 | 100.0% | 5 | 5 | 100.0% | 6 | | 0.0% |
| | 利用者 | 人/月 | 22 | 21 | 95.5% | 23 | 29 | 126.1% | 24 | | 0.0% |
| | 利用延回数 | 回/月 | 132 | 132 | 99.8% | 138 | 135 | 97.8% | 144 | | 0.0% |
| ②日中一時支援事業 | 事業所数 | か所 | 33 | 39 | 118.2% | 34 | 39 | 114.7% | 35 | | 0.0% |
| | 利用者 | 人/月 | 254 | 254 | 99.9% | 262 | 253 | 96.6% | 270 | | 0.0% |
| | 利用延日数 | 人日/月 | 1,524 | 1,397 | 91.7% | 1,572 | 1,393 | 88.6% | 1,620 | | 0.0% |
| ③就労相談員設置事業 | 人 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | | 0.0% | |
| ④自動車改造助成事業 | 人/年 | 5 | 4 | 80.0% | 5 | 13 | 260.0% | 5 | | 0.0% | |
| ⑤自動車運転免許取得費助成事業 | 人/年 | 5 | 3 | 60.0% | 5 | 2 | 40.0% | 5 | | 0.0% | |
| ⑥障害者社会参加支援事業(講座型) | 人/年 | 2,520 | 2,477 | 98.3% | 2,560 | 2,591 | 101.2% | 2,600 | | 0.0% | |
| ⑦更生訓練費給付事業 | | 継続 | 継続 | — | 継続 | 継続 | — | 継続 | | — | |
| ⑧身体障害者社会参加促進事業 | | 継続 | 継続 | — | 継続 | 継続 | — | 継続 | | — | |
| ⑨知的障害者職親委託制度 | | 継続 | 継続 | — | 継続 | 継続 | — | 継続 | | — | |
| ⑩点字・声の広報等発行事業 | | 継続 | 継続 | — | 継続 | 継続 | — | 継続 | | — | |
| ⑪生活サポート事業 | | 継続 | 継続 | — | 継続 | 継続 | — | 継続 | | — | |
| ⑫心身障害者ふれあい促進事業 | | 継続 | 継続 | — | 継続 | 継続 | — | 継続 | | — | |

Ⅲ 障害児支援

| | 単位 | 27年度 | | | 28年度 | | | 29年度 | | |
|----------------------|------|-------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|------|----------|
| | | 見込量 | 利用実績 | 実績/見込(%) | 見込量 | 利用実績 | 実績/見込(%) | 見込量 | 利用実績 | 実績/見込(%) |
| (1)児童発達支援 | | | | | | | | | | |
| ①利用児童数 | 人/月 | 66 | 64 | 96.52% | 68 | 69 | 101.47% | 70 | | 0.00% |
| ②利用延日数 | 人日/月 | 951 | 938 | 98.58% | 968 | 1,022 | 105.58% | 985 | | 0.00% |
| (2)医療型児童発達支援 | | | | | | | | | | |
| ①利用児童数 | 人/月 | 1 | 3 | 330.0% | 1 | 3 | 300.0% | 1 | | 0.0% |
| ②利用延日数 | 人日/月 | 4 | 19 | 482.5% | 4 | 19 | 475.0% | 4 | | 0.0% |
| (3)放課後等デイサービス | | | | | | | | | | |
| ①利用児童数 | 人/月 | 200 | 223 | 111.4% | 212 | 255 | 120.3% | 224 | | 0.0% |
| ②利用延日数 | 人日/月 | 1,600 | 1,861 | 116.3% | 1,696 | 2,237 | 131.9% | 1,792 | | 0.0% |
| (4)保育所等訪問支援 | | | | | | | | | | |
| ①利用児童数 | 人/月 | 1 | 1 | 50.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | | 0.0% |
| ②利用延日数 | 人日/月 | 1 | 1 | 50.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | | 0.0% |
| (5)障害児相談支援 | | | | | | | | | | |
| ①利用児童数 | 人/月 | 67 | 76 | 113.9% | 72 | 89 | 123.6% | 77 | | 0.0% |

平成 28 年度作業部会における活動内容

| 回 | 開催日 | 協議内容 |
|---|--------|---|
| 1 | 5月26日 | ①自立支援協議会について ②第1回自立支援協議会について |
| 2 | 6月16日 | ①第1回自立支援協議会資料について ②作業部会で検討する事項について |
| 3 | 7月28日 | ①第1回自立支援協議会の報告について ②平成28年度第1回地域生活拠点等PTの報告について ③地域移行のための体験宿泊事業について（精神保健福祉担当者会） |
| 4 | 8月25日 | ①障害者の立場に立った事業所の運営について ②地域生活支援拠点等について ③送迎について ④計画相談支援等事業運営費補助金交付要綱について |
| 5 | 9月15日 | ①法令遵守について ②作業部会及び各担当者会における活動内容について ③第2回自立支援協議会について ④送迎について ⑤地域生活支援拠点等PTについて |
| 6 | 10月20日 | ①第2回自立支援協議会について |
| 7 | 11月24日 | ①第2回自立支援協議会の報告について ②地域生活支援拠点等について（報告） ③平成29年度各担当者会テーマについて ④各担当者会役員改選について ⑤地域生活を体験できる場の確保に関するアンケートについて（精神保健福祉担当者会） |

| | | |
|----|--------|--|
| 8 | 12月22日 | ①地域生活支援拠点等について（報告） ②第5期障害福祉計画について |
| 9 | 1月26日 | ①第3回自立支援協議会について ②第5期障害福祉計画について ③相談支援担当者会からの各担当者会等へのテーマ選定について ④相談支援担当者会からのお願い |
| 10 | 2月23日 | ①第3回自立支援協議会について ②地域生活支援拠点等について ③第5期障害福祉計画について ④事業所特色一覧表について（就労担当者会） ⑤堺市障害者自立支援協議会当事者部会について（報告） |
| 11 | 3月16日 | ①第3回自立支援協議会について ②第5期障害福祉計画について ③障害者(児)福祉施設整備計画について |

平成 28 年度テーマ活動内容の報告（活動期間：4 月～3 月）

●居宅担当者会

| | |
|-------|---|
| テーマ 1 | ヘルパーのブラッシュアップ～自助・共助・公助～ |
| 取組み概要 | <p>◇各事業所から提出された事例をカテゴリー（例：介護保険連携や支援拒否）に分け、1 事例ごとに検討を行った。</p> <p>◇見落とししていた資源や埋もれていた関係性などを洗い出す検討となり、直接に支援へ繋がるアイデアが出された。</p> <p>◇建設的な考え方を取り入れることが出来る取組みになった。</p> <p>◇今後も事例検討は継続していく。</p> |
| テーマ 2 | 人材不足の包括的な解決 |
| 取組み概要 | <p>◇ヘルパーが増えた事業所の募集方法を各事業所で共有した。</p> <p>◇人員を増やすことよりも、まずは現状維持のためにすべきことを検討した。</p> <p>◇ヘルパーへの負荷（身体的・精神的）の解消を目的とした勉強会開催を検討した。→次年度以降へ持越し。</p> <p>◇ドラマ案は保留。玉木氏との連絡再開後に担当者会で報告予定。</p> |

●通所施設担当者会

| | |
|-------|---|
| テーマ 1 | 強度行動障害児者の支援対応について |
| 取組み概要 | <p>1 件の事例について情報交換やモニタリングを行い情報共有を行った。安城市に籍があるものの利用できる施設が少なく他市との連携も必要だった。施設内外での問題行動（暴力など）移動手段や病院（医療機関）の連携など 1 人の利用者を取り巻く社会資源や問題が多く考えさせられた。市内事業所での対応についても報告されどのようにすれば本人が過ごしやすいかを話し合った。本人の入院で支援は中断している。</p> |
| テーマ 2 | 困難事例の検討 |
| 取組み概要 | <p>2 件の困難事例について検討した。1 つは施設利用者が施設に通えなくなったという事例。本人・家族・支援者の話し合いの結果通えなくなってから 1 回は施設に来られたとの報告あり。1 つは強度行動障害者の支援について上記にあるケース。様々な問題が生じていた。本人の入院により支援は中断。今後、継続してモニタリングや情報共有を行っていく。</p> |
| 勉強会 | <p>平成 28 年 11 月 3 日、玉木幸則氏を迎え「差別解消法について」の勉強会を行う。津久井やまゆり園での事件の話も加えての講演となった。時間が短かったこともあり平成 29 年 2 月 9 日、玉木氏より依頼もあり、新井在慶氏を迎え「差別解消法について」の追加の勉強会を行った。</p> |

●児童担当者会

| | |
|-------|---|
| テーマ1 | 児童期の関わり方を勉強しよう |
| 取組み概要 | 4月、5月に担当者会にて会長、副会長から障害サービスにおける自立支援や福祉専門職の倫理など支援に関する基本的な考え方の解説と共有を行った。 |

| | |
|-------|---|
| テーマ2 | 発達障害・アスペルガーの方の支援や居場所づくりに必要な事を検討する |
| 取組み概要 | <p>障害サービスとして居場所を提供するだけでなく、まずは軽度者から地域に居場所が作れるようにしていきたいと一致した意見であった。地域が発達障害を受け入れられるように福祉祭りやあんぷく祭りなどを通じて各事業所からも発達障害の理解を得られるよう啓発活動を行った。</p> <p>また2月に行ったグループワークでは、事業所によっては事業所近隣の公園で地域の子供たちと一緒に遊ぶ機会を設けるなど取り組んでいることが分かった。施設の間口を広げるだけでなく、地域の間口を広げていくことを取り組もうと次年度のテーマに反映し、意志の統一が図られた。</p> |

●ホーム担当者会

| | |
|-------|---|
| テーマ1 | グループホーム地域啓発 |
| 取組み概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・11月18日、慈恵福祉保育専門学校にて学生向けに出張講座を行った（90分）。内容は主に3障害の基本的な説明、安城市のホームの現状、各ホームでの生活の様子を紹介、質疑応答であった。 ・2月9日、わくわくセンターにて地域向けに、第2回支援者のためのグループホーム見学会を行った（150分）。内容は専門学校へのお出張講座と同様。 |
| テーマ2 | ホーム利用者の土日支援について |
| 取組み概要 | 平成28年度は、ホームの土日支援に関わってくれる人材の確保にも繋げられるようにテーマ1に力を注ぎました。 |
| テーマ3 | サービス管理責任者スキルアップ |
| 取組み概要 | 残念ながら取り組めませんでした。 |

●相談支援担当者会

| | |
|-------|---|
| テーマ 1 | 相談支援業務の充実について |
| 取組み概要 | 各相談支援事業所が担当しているケースを用いて事例検討を行い、支援の課題や問題の抽出・解決策について検討してきた。また、検討したケースについて数か月後に経過報告をすることで相談援助技術の向上を図ってきた。地域資源について学ぶ機会として、「生活協同組合コープあいちくらしたすけあいの会」と「特定非営利活動法人 i n g」の担当者を招いて事業内容について伺い、インフォーマルサービスの情報・知識を広げてきた。 |
| テーマ 2 | 事業所との連携について |
| 取組み概要 | 事業所間で情報を共有し、計画書に基づいた支援を提供していくために、相談支援員向けとサービス事業所向けそれぞれにサービス担当者会議の研修に講師を招いて開催することで、チームで支援をしていくための役割や連携していくことの大切さを学んだ。来年度は、学んだ知識を深め、それを実践につなげていけるような研修会の開催を予定している。また、サービス事業所や地域資源等の情報について、その都度、相談支援事業所間で共有している。 |
| テーマ 3 | 相談支援事業を続けていくためには |
| 取組み概要 | 各相談支援事業所の担当件数と相談業務の現状を把握し、相談員のモチベーションや事業経営を維持していくために、ワークショップを開催して相談支援業務を行う上での困りごとを共有して話し合いをした他、地域計画相談支援（安城市では制度上求められていない地域生活支援事業のみの支給計画書を作成している）の報酬について検討した。 |

●精神保健福祉担当者会

| | |
|-------|--|
| テーマ1 | 医療と福祉の連携について |
| 取組み概要 | 医療と福祉が互いに事業内容を情報共有しあう目的で、南豊田病院、NMCワークス、矢作川病院の見学を実施し、病院のワーカーや事業所職員、担当者会のメンバーとで精神障がいのある方の支援について意見交換を行った。また、事例検討を行い、医療・福祉の両面から支援や連携について考えた。 |
| テーマ2 | 社会資源について |
| 取組み概要 | テーマ1で他事業所を訪問した際に、普段の支援の中で不足していると感じる地域社会資源についての課題について意見交換を行った。すぐに解決できない課題が多いが、可視化することにより課題を共有した。来年度も課題を共有する場を設けていく。 |
| テーマ3 | 一人暮らしの体験ができる短期入所部屋（名称仮称）をGHに確保することについての検討 |
| 取組み概要 | 担当者会にて体験宿泊事業の概要案を固め、作業部会にて報告した。また、本事業のニーズを探るためのアンケートを近隣の精神科病院、当事者、保護者に向けて行った。 |

● 就労担当者会

| | |
|-------|---|
| テーマ1 | 支援学校との連携を図り、保護者との具体的な接点を広げ相互理解を深める。 |
| 取組み概要 | <p>安城市在住の安城特別支援学校、岡崎特別支援学校、安城市内の特別支援学級のご家庭を対象に、将来の選択肢が広がるように、事業所紹介や、利用にあたっての必要なスキル、学齢期で取り組むと良いこと等を説明する機会を設けた。12月21日（水）9時30分～12時安城市総合福祉センターにて、さくら会様との共催で開催した。参加者アンケート回収は50枚。次回もぜひ参加したい、都合が合えば参加したいという回答が49名だった。親御さんからはたくさんの事務所さんの話を直接聞けて良かった。生活介護の話も聞いてみたいという感想をいただいた。</p> <p>事業所の声として、親御さんと直接話ができて良かった。ブースごとに集まる親御さんの人数が偏ってしまった。といったご意見をいただいた。</p> <p>来年度も実施する予定。</p> |
| テーマ2 | 支援の質の向上を図るため、障害者個人に合わせた支援を合理的配慮に基づいて考える。 |
| 取組み概要 | <p>各事業所が相互に環境や作業内容等を知らないことがある。よって、利用希望で見学に来た方が事業所で受け入れられない場合、次へ繋げられず、福祉サービスを利用する機会が途切れてしまうことがある。そのため、他に合うと思われる事業所を紹介できるように、事業所紹介シートを作成し、就労支援系の事業所や相談支援事業所が参考にできるようまとめ、データにて配信した。</p> <p>今後は年1回更新予定。</p> |

様式 A

作業部会及び各担当者会の平成29年度テーマ

第1回自立支援協議会資料

| 作業部会 担当者会 | テーマ |
|--------------|---|
| 作業部会 | ① 送迎について ② (仮) 障害者当事者会について 勉強会：未定 |
| 居宅担当者会 | ① リアルタイムな情報共有の手段（身体介護・移動支援など） ② サービス提供責任者のブラッシュアップ ③ 事例検討 勉強会：重症心身障害児（者）の介護技術について |
| 通所施設担当者会 | ① 困難事例検討 ② 特別支援学校卒業後の要支援者の受け入れ、困難者への対応について 勉強会：29年度のテーマに沿った内容を検討中 |
| 児童担当者会 | ① 発達障害児の支援を理解してもらうためには ② 事業所交流により互いの取り組みを知り、ボランティアなど障害サービス以外とも交流を深める方法を学ぶ 勉強会：発達障害児の保護者及び障害サービス以外の人を含めた自立支援に関する研修 |
| ホーム担当者会 | ① グループホームでの日中支援について ② グループホームスタッフのメンタルケア 勉強会：未定 |
| 相談支援担当者会 | ① 相談支援の連携について ② 地域包括ケアシステムについて 勉強会：未定 |
| 精神保健福祉担当者会 | ① 医療と福祉の連携 ② 社会資源について ③ 一人暮らしの体験ができる体験宿泊事業について 勉強会：未定 |

| 作業部会 担当者会 | テーマ |
|-----------------|---|
| 就労担当者会 | ① 学校との連携(就労について考える会)の継続 ② 事例検討を行いながらの意見交換 勉強会：障害者雇用の現状と企業が求める人材とは |
| 地域生活支援拠点等 PT | ① 体験の場づくり ② 地域生活支援拠点等のコーディネートについて 勉強会： |

【安城市】地域生活支援拠点等の整備について

【地域生活支援拠点等とは】

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するものであり、安城市では、市内の障害福祉サービス事業所等が連携して機能を担う面的整備により、平成29年4月からスタートしました。

①24時間の相談体制（緊急時）

障害のある方やそのご家族等が、緊急時に相談できる窓口を開設
電話 090-9178-3339（相談支援事業所ひだまり）

②コーディネーターの配置

地域において一人で暮らしている障害者等の相談対応や見守り、必要な支援・サービスの調整、緊急時に必要に応じて関係機関への連絡等を行うコーディネーターを配置

電話 0566-91-0239（事業委託先：社会福祉法人ぶなの木福祉会）

③緊急時の受け入れ

短期入所事業所（市内4ヶ所）が、緊急時に障害のある方を一時的に受け入れる。

これらの内容は、安城市のホームページや安城市広報（5月1日号）にてお知らせしています。

今年度も地域生活支援拠点等プロジェクトチームを継続します。「体験の機会・場」などの整備できていない機能等について協議・検討し、事業開始後に発生する課題や問題点などの改善を図っていきます。